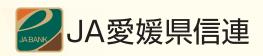
DISCLOSURE 2021

JA愛媛県信連の現況



DISCLOSURE 2021 CONTENTS

ەت	あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
経	営	
	●JAグループにおけるJA愛媛県信連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	●JAバンクシステム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	●JAバンク・セーフティーネット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	●経営方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	●中期経営計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	●経営体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	●業務の適正を確保するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	●リスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	■コンプライアンス(法令等遵守) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■リスク管理態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■利用者保護等管理態勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	■金融商品の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■情報セキュリティへの取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■個人情報保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■金融ADR制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	■金融円滑化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	●事業の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	●JAバンク自己改革への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	●地域貢献情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
W.	致由免	
	務 内 容 ●事業のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	● 事未のご余内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
組	織	
	●当会の組織 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
	●役員等の報酬体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	●沿革・あゆみ ·····	
	●JAバンクえひめの店舗網 ·····	
	料 編	
索	引 ······	89

愛媛県信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

- ○愛媛の頭文字「e」と「JABANK」をロゴマークにデザインすることで、愛媛県信連の組織を明確に表現。
- ○シャープで誠実なイメージの中にもラウンドシェイプ(丸い形)の温かみを融合することで、親しみやすさを表現。
- ○ロゴカラーは、愛媛・太陽・柑橘をイメージしたオレンジ、JA をイメージしたグリーン、自然豊かな大地・安心をイメージしたブラウンの3色で構成。

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。 記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会 会長 阿 部 和 孝



 理事長

 井 関 正 志

皆さまには、平素より私どもJA愛媛県信連(愛媛県信用農業協同組合連合会)をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また、地域の発展を支援する地域金融機関として安定的経営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、我々JAバンクを取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少等の構造的な問題による事業基盤への影響に加え、日銀のマイナス金利政策の長期化や、世界的な潜在成長率の低下等による運用収益率の構造的低下など極めて厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、予測できない世界規模の 危機に直面し、経済的・社会的活動の制限を受けて厳しい環境が続いておりま す。

こうしたなか、令和3年度は、中期経営計画(令和元年~令和3年度)の最終年度、仕上げの年として、「JAとともに総力を結集し、食と農を通じて、地域の皆さまに一層必要とされる金融機関、JAバンクえひめを目指します。」の中期経営目標の達成に向けて、「安定的収益還元機能の強化」・「JAバンク本部機能の強化」の2つの基本戦略の各施策を着実に実践し、地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

今後とも、JAとともに総力を結集し、地域の皆さまにより一層必要とされるJAバンクえひめを目指し、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

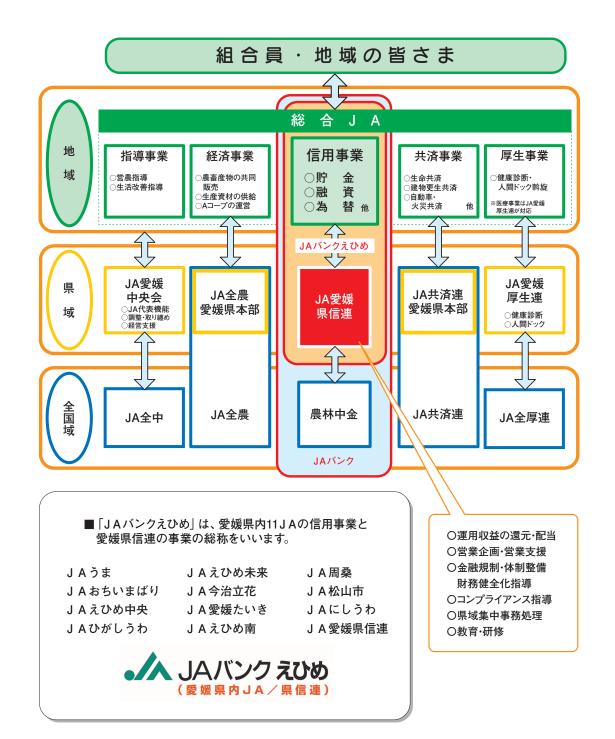
令和3年7月

JAグループにおけるJA愛媛県信連

JAは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業(金融事業)のほか、共済 事業・経済事業(販売・購買事業)・厚生事業など生活に密接に関わる事業を実施しております。

このうち、信用事業のことを「JAバンク」と呼んでおり、地域のJA・県域組織の県信 連・全国域組織の農林中金がJAバンク会員となって、実質的に1つの金融機関として一体的に 信用事業を展開しております。

私どもJA愛媛県信連は、愛媛県域を営業エリアとした単独の独立した金融機関であるとと もに、JAバンクえひめの一員として、県内JAが組合員並びに地域の皆さまのお役に立つ金融 サービスの提供ができるよう、JA信用事業運営をサポートする本店的役割も担っております。



JAバンクシステム

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成ります。

お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を 結集し、実質的にひとつの金融機関として機能するシステムとなっております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組合員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、JAバンク会員である県内11JAと当会が、「JAバンクえひめ」を構成し、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

農家組合員および地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な財産である貯金を源泉として、愛媛農業発展のために農業融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体などへの融資にも積極的に取り組んでおります。

また、資金供給や経営支援などの金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指しております。

■ 経営理念

JAとともに、農業・地域金融機関として 愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会が策定した中期戦略では、原点に立ち返り「安定的収益還元機能の強化」・「JAバンクえひめ本部機能の強化」の2つの基本戦略のもと、総力を結集し、スピード感をもって、実践しております。

■ 中期経営目標

JAとともに総力を結集し、食と農業を通じて、地域の皆様に 一層必要とされる金融機関、JAバンクえひめを目指します。

■ 基本戦略

安定的収益還元機能の強化

〔主要施策〕

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理態勢の高度化
- ④財務基盤の拡充
- ⑤組織力の強化

JAバンクえひめ本部機能の強化

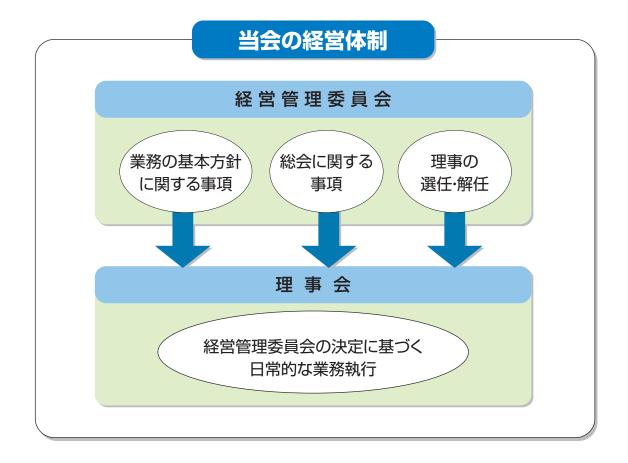
〔主要施策〕

- ①農業・地域の成長支援
- ②信用事業推進の変革
- ③金融インフラの合理化・効率化
- ④内部管理態勢の構築・強化および健全性確保

経営体制

当会は、経営決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。

具体的には、業務の基本方針に関する事項、総会に関する事項および理事の選任・解任などについては、経営管理委員会が決定機関となり、日常の業務執行については、実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。



業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令などの遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を定めております。

内部統制基本方針

- 1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する重要な事項の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス主管部署に相談できる「ホットライン」並びに外部の法律事務所等に相談・情報提供できる「JA愛媛ヘルプライン」を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、 排除の姿勢を堅持する。
- 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、 経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等の協議、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
- 5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門 として内部監査担当部署を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われる ことを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する監査計画に基づき実施する。
- (3) 内部監査担当部署長は、内部監査終了後、監査報告書を取りまとめ、理事長および監事に報告し重要な事項については理事会および経営管理委員会に報告するとともに、監査の実施状況を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告する。
- (4) 内部監査担当部署長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 内部監査担当部署には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
- (3) 内部監査担当部署長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決裁を得て、監事の指揮により調査を行う。
- 8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、 直ちに当該事実を監事に報告する。
 - (2) コンプライアンス所管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 内部監査担当部署長は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- 9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われ ることを確保するための体制を整備する。
 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、JA監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項 を尊重する。

リスク管理の状況

■ コンプライアンス(法令等遵守)

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするために、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、コンプライアンス態勢運営要領に基づき、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する他、コンプライアンスにかかる各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の確保を図っております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙と徹底に努めております。

● 会是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会是」をより具体化し明文化しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職 員・各部署の役割を明文化し、コ ンプライアンス委員会を中心に、 コンプライアンス態勢にかかる審 議・検討を行い、遵守態勢を確立・

発展させていくことを目的として制定しております。

● 役員行為規範

役員(経営管理委員および理事)の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高 揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の 負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。

リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動を生起させることから、金融機関経営に損失を与えるリスクの発生の可能性および発生した場合の影響度を把握し適切に管理することは、 重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会は健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、 自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努め、安定的な収益構造を維持・確立するために、 リスク管理の充実に努めております。

● リスクマネジメント態勢

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う態勢としております。

特に、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、与信の集中リスクを回避する他、経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の計上により経営の安定化に努めております。

貸出審査態勢・余裕金運用態勢

貸出資産の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での審査充実を図っております。

また、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門(フロント)からリスク管理部門(ミドル)、後方事務部門(バック)を分離し、牽制機能の発揮に努めております。

● 自己査定態勢

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行い、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な自己査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる態勢としております。

● 内部監査態勢

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、理事会で承認された内部監査計画に基づき、会内全部署を対象に内部監査を実施しております。

内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から業務遂行状況を検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査結果は、内部監査終了後、理事長および常勤監事に報告し、定期的に内部監査実施状況を経営管理委員会に報告しております。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めております。 併せて、重要な業務や情報の処理を委託する先に対してオンサイトで監査を実施するなど、委 託業務が適正に処理されていることを確認しております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と 利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、 お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定 め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

- 1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用などの防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管 理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針 (概要)

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により 当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理態勢

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則などに関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
- 5. 利益相反管理態勢の検証など

当会は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における 基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

- 1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)

- 1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切 な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、 改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ 基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる態勢を維持します。
- 4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の所規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本(支)店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理装置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得る ことなく、個人情報等を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等 当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止 等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善 当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出 当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅 速に対応します。

■金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

(注) 「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに 迅速・公平・適切な解決を目指すものです。

苦情等受付・対応態勢

1. 苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則などを整備のうえ、その内容をホームページ・チラシなどで公表するとともに、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の各業務窓口へお申し出ください。次の窓口でも受け付けております。

担当部署 総務管理部 (リスク管理)

電話番号 089-948-5273

電子メール shinren-risk@jabank-ehime.or.jp

受付時間 午前9時~午後5時(金融機関の休業日を除く)

「一般社団法人 J A バンク相談所」においても、当会業務に関するご相談・苦情等を受け付けております。

【一般社団法人JAバンク相談所】

電話番号 03-6837-1359

受付時間 午前9時~午後5時(金融機関の休業日を除く)

2. 紛争解決措置の概要

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

電話番号 089-941-6279 受付時間 午前10時~午前12時

午後1時~午後4時

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

上記弁護士会のご利用に際しては、当会の相談・苦情受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、愛媛県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。 また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローン ダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

■ 金融円滑化への取り組み

当会は、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割のひとつとして位置付け、金融円滑化にかかる適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでおります。

金融円滑化にかかる基本方針

- 1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さま の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施 依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの 債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証 協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいりま す。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する態勢

当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような態勢を整備いたしております。

- (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
- (2) 融資担当部署長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的 に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● 農業者等の経営支援に対する取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の特性を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

● 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

また、個人保証契約について、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱う こととしております。

事業の概況

経営環境等

我々系統組織を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少等の構造的な問題による事業基盤への影響に加え、日銀のマイナス金利政策の長期化および銀行勘定金利リスク (IRRBB) 規制等により、国内外の投資環境は極めて厳しい状況にあります。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、予測できない世界規模の危機に直面し、経済的・社会的活動の制限を受けて厳しい環境が続いております。

こうした情勢のもと、令和2年度は、中期経営計画(令和元年度~令和3年度)の中間年度として、基本戦略に掲げる「安定的収益還元機能の強化」、「JAバンクえひめ本部機能の強化」の主要施策に取り組みました。

「安定的収益還元機能の強化」については、有価証券の計画的な投資に取り組むとともに、 地場企業および農業関連法人などへの新規開拓による貸出残高維持に取り組みました。

「JAバンクえひめ本部機能の強化」では、新型コロナウイルス等感染症対策として、JA 金融店舗等への非接触検温器の導入や、影響を受けた農業者へのお見舞い給付金の支出などに 取り組むとともに、「農業の夢・ヒアリング訪問」や販路拡大応援などによる農業の成長支援 や、「取引ランクアップ運動」などの各種キャンペーンによる信用事業推進の変革にも取り組 みました。

また、地域貢献活動としては、愛媛県と連携し、愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」に愛媛県産米と寄附金を寄贈し、11月には寄贈米を活用した子ども食堂への支援活動が始まりました。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

業績

令和3年3月末の県内JA貯金残高は、前年対比392億円増加し2兆585億円となりました。 JA貸出金残高は、前年対比198億円増加し3,507億円となりました。

当会の資金調達では、令和3年3月末貯金残高は、前年対比243億円増加し1兆6,757億円となり、令和2年度期中平均残高は、前年対比142億円増加し1兆6,659億円となりました。

一方、資金運用では、預け金残高は、前年対比232億円減少し1兆351億円となり、期中平均 残高は、前年対比16億円減少し1兆584億円となりました。

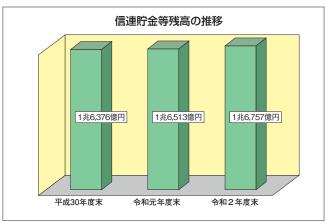
貸出金残高は、前年対比75億円増加し1,002億円となり、期中平均残高は、前年対比52億円増加し943億円となりました。

有価証券残高は、前年対比436億円増加し5,874億円となり、期中平均残高は、前年対比29 億円減少し5,453億円となりました。

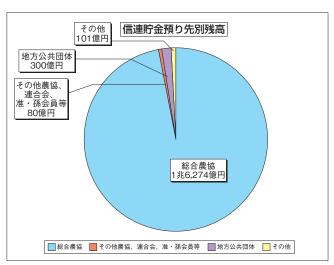
事業収支では、経常収益は166億8百万円、経常費用は128億1千6百万円となりました。この結果、経常利益は、前年対比3億9千9百万円減少し37億9千1百万円となりました。また、当期剰余金は、前年対比3億3百万円減少し33億8千8百万円となりました。

■ 資金調達および資金供給の状況

信連の資金調達の状況

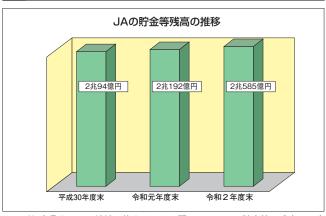


当会の貯金等の残高は、令和3年3月末現在 1兆6,757億円となり、前年対比243億円 増加しました。



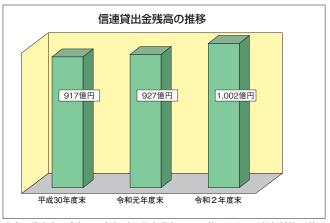
当会の資金調達は主として総合農協(JA)からの貯金によるものです。

JAの資金調達の状況

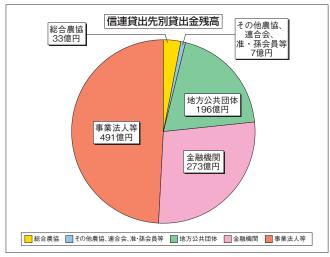


JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている貯金等の残高は、令和3年3月末現在 2兆585億円となり、前年対比392億円増加しました。

信連の貸出金の状況

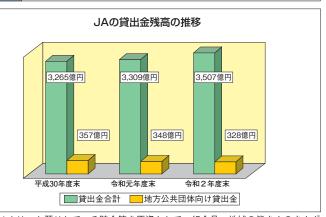


当会の貸出金の残高は、令和3年3月末現在 1,002億円となり、前年対比75億円 増加しました。



県内JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

JAの貸出金の状況



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。 令和3年3月末現在の貸出金残高は3,507億円、うち地方公共団体向け貸出金は328億円です。

JAバンク自己改革への取り組み

【JAバンク自己改革】

- ① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- ② JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- ③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

○ JAバンクえひめ農業応援メニューの実践

中期戦略1年目である令和元年度より、「農業・地域の成長支援」を戦略の柱として位置づけ「JAバンクえひめ農業応援メニュー」を策定し、①「農業の成長支援」、②「JA営農・経済事業の成長・効率化戦略の展開」、③「地域活性化と情報発信」を重点施策として実践しております。

令和2年度も、応援メニューの内容を一部見直したうえで引き続き、農業者・地域を応援しました。

◎ JAグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会の設置

当会を含めた連合会・中央会が連携して一層のえひめ農業に対する県域応援態勢を強化するために「JAグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会」を平成28年4月より新たに設置しました。

今後も引き続き積極的に農業の現場に出向いて、県内JAにおける営農振興の取り組みを支援してまいります。

令和2年度はコロナ禍にあって、みかん労働力の確保および就農(移住含む)にかかる 相談会開催等の支援に向けて、関係機関と連携のうえ積極的に取り組みました。

◎ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、JAグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、JAバンクえひめとしても、県内11JA・愛媛県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、JAは、認定農業者(農家)や集落営農組織・JA出資法人などの担い手を中心に金融対応を行っております。また、愛媛県信連・農林中金は、JAの取り組みを支援するとともに、「JAの対応が困難な農業法人などの担い手」に対し、直接融資、またはJAとの協調融資などにより幅広く柔軟な金融対応に努めております。



● 地域農業の発展への取り組み

○ JA農業おまかせ資金の活用

「組合員に分かりやすく、活用しやすい」をコンセプトに、平成28年6月から県内11JAおよび愛媛県信連で『JA農業おまかせ資金』の取り扱いを開始し、農業者などの資金ニーズに適切に応えられるよう積極的に取り組んでおります。



○ 農業の夢・ヒアリング訪問の実施

令和2年9月~10月にかけて、担い手を中心とする『農業メイン強化先』を訪問し、農業に対する「夢」・「希望」・「将来のプラン」について対話をしながら聞き取りをする「農業の夢・ヒアリング訪問」を実施しました。

今後は、対話から得た情報を基に金融面・非金融面におけるサポートを行ってまいります。

○ 農業メインバンクCS調査の実施

多様化する農業者のニーズに応え、CS(顧客満足度)向上に資するために、令和2年度 も県内11 J Aが一斉に管内組合員等を対象に C S 調査を実施しております。

この調査で得られた結果を今後の取り組みに反映させてまいります。

○ JR四国との「伊予灘ものがたり」おもてなし企画

JR四国とJAバンクえひめを代表し当会は、観光誘客・交流人口の拡大や農産物・農産加工品等の情報発信・販路拡大に向けて連携し、相互に協力することを目的に包括協定を締結しております。

本協定に基づき、令和2年10月~11月の2ヶ月間『「伊予灘ものがたり」おもてなし企画』を実施し、県内外の観光列車乗車客に対し、県内農産物と県内JA直売所情報や簡単にネット注文できるQRコードを掲載したパンフレットなどを配布しました。



○ 松山大学芳賀ゼミナールと産学連携

平成31年4月22日に、愛媛県信連と松山大学経営学部経営学科芳賀ゼミナールは、農業者・農業法人等が抱える様々な課題を相互に連携協力して解決するために「協働事業書」を締結し、毎年テーマを選定のうえ協働事業に取り組んでおります。

令和2年度は、コロナ禍でオンライン授業となりましたが、ネットによる販路拡大や情報発信に乗り出す農業法人の取り組みを研究課題に取り上げ、大学生の柔軟な発想・アイデアを生かした様々な販路拡大策や事業展開などについて課題解決に向けて取り組みました。



○ テレビ「元気!えひめ農業」放送による情報発信

平成28年度から愛媛県民から幅広く評価支持を得るためにテレビ番組を制作し、「農業応援にかかる積極的な情報発信」に取り組んでおります。令和元年度からは、次世代のえひめ農業を担う生産者・団体等にスポットをあて、えひめ農業の未来を応援する番組を制作しております。

令和2年度も南海放送で年4回の自主制作による番組を放送しました。

番組名『 J A バンクえひめ presents 「元気!えひめ農業~えひめ農業の未来を応援~」』



●担い手農家の経営のライフステージに応じた支援

○ 各種農業資金、制度資金の提供

JAと協調し、農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫(農林水産事業)資金などの各種農業資金、制度資金を貸出しております。

【主な制度資金など】

【土な利及貝金なる】	
名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金(愛媛県関	信係資金)
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い 資金調達をサポートしています。
農業経営改善促進資金 (新スーパーS資金)	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される 短期の制度資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済 ができ、効率的に利用できます。
農業制度資金(日本政策:	金融公庫資金)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年 を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用でき ます。
農業改良資金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・ 流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子 で提供される長期資金です。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化などにより経営状況が悪化した農林漁業者に対 し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金です。
青年等就農資金	認定新規就農者が青年等就農計画の達成に必要な経費のために、無利子 で提供される長期の制度資金です。
JA独自資金	
JA農業おまかせ資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から長期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに低利かつ迅速に融通するJAバンクえひめ独自の資金です。
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJAバンク独自の資金です。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必 要な運転資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金です。
JA農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金です。
JA新規就農応援資金	青年等就農資金などの制度資金の補完を行うことで、新規就農者の就 農定着を支援するJAバンク独自の資金です。
営農ローン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと 返済ができ、効率的に利用できます。
信連独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者(個人・法人)が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金・設備資金を低利かつ迅速に融通する県信連独自の 資金です。

⁽注)上記商品の詳細は、お近くのJA窓口にお問合せください。

○ 新型コロナウイルスお見舞い給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農畜産物の需要減少や市場価格の下落など打撃を受け、農業収入が一定割合減少した農家世帯等に対してお見舞い給付金を支出しました。

○ JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金の取り扱い

新型コロナウイルスにより影響を受けている農業者に対して、必要な資金を円滑に融通することにより農業経営の安定化を支援することを目的に、JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金の取り扱いを開始し、経営相談に適切に対応しております。引き続き令和3年度も期間を延長して取り扱うこととしております。

○ JAバンクえひめ園地復旧支援資金の取り扱い

西日本豪雨の被災園地の再建に取り組む農業者の資金ニーズに円滑に対応することにより、将来の不安解消を後押しするため、農業経営の安定化を支援することを目的に、JAバンクえひめ園地復旧支援資金を取り扱っております。今後も継続して復興支援に取り組んでまいります。

○ 各種利子助成等支援

担い手農家の農業経営支援を目的として、JAバンク利子補給、JAバンクえひめ利子補給、JAバンクえひめ保証料助成などを実施しております。

○ 相談対応支援

経営相談機能の強化の一環として平成28年5月より「アグリウェブ」を本格的に開設し、ウェブ上での農業経営相談を可能としました。

アグリウェブは、農業経営に必要な基礎知識から押さえておくべき最新情報などを随時公開しており、経営全般、財務、税務、法務、労務管理、加工・販売、生産、お役立ち情報のテーマに分かれています。また、新機能として会員限定の経営診断などの機能を併せもつ、農業に関わる全ての方の農業ポータルサイトです。



地域貢献情報

トピックス

● 春の年金花道キャンペーン

JAバンクえひめでは、年金お受け取り世代応援のため、令和2年4月15日~5月29日まで「春の年金花道キャンペーン」を実施しました。

さらに、年金友の会会員向 けの会報誌「ゆとりんく」を 年2回発行しました。





● 給与振込はJAにおまかせキャンペーン

J Aバンクえひめでは、新社会人などの新生活応援のため、令和3年2月1日~5月31日まで「給与振込は J A におまかせキャンペーン」を実施しました。





● 個人貯金キャンペーン

JAバンクえひめでは、お客さまの資産形成の一助として、令和2年6月15日~8月31日まで「えひめのめぐみ~2020夏~」(県内産農畜産物付定期貯金)、令和2年11月2日~12月30日まで「えひめのめぐみ~2020冬~」(県内産農畜産物付定期貯金)を実施しました。





● 個人 I Bキャンペーン

JAバンクえひめでは、非対面取引による利便性の向上に向けた取り組みとして、令和3年4月1日~12月31日まで「イイネ!JAネットバンクでらく得キャンペーン」を実施しています。





● 住宅情報番組「おうちラボ」への番組提供

JAバンクえひめでは、お客さまのマイホーム取得を応援するため、毎週土曜日の9時25分から放映している「おうちラボ」で住宅取得にかかるお得情報のCMを計6カ月間(令和2年4月~令和2年6月、令和3年4月~6月)放映しました。







● 各種ローン(住宅・マイカー・教育)ご利用感謝訪問の実施

JAバンクえひめでは、JAで各種ローン(住宅・マイカー・教育)をご利用いただいているお客さまへ日頃の感謝を伝えるため、「JA住宅ローンご利用感謝訪問」および「JAマイカーローン・JA教育ローンご利用感謝訪問」(令和2年6月1月~令和2年10月30日)を実施しました。

● ライフサポートキャンペーン

JAバンクえひめでは、お客さまのライフサポートとして、「JAマイカーローンキャンペーン (令和2年7月1日~令和3年5月31日まで)」および「JA教育ローンキャンペーン (令和2年8月3日~令和3年5月31日まで)」を実施しました。





■ JAネットローン(基金協会保証型、三菱UFJニコス保証型)のラインナップ拡大

お客さまの利便性の向上のため、令和2年11月1日から基金協会保証のJAリフォームローンのネット申込機能を追加したほか、令和3年2月1日から三菱UFJニコス保証のJAリフォームローンおよびJA多目的ローンについて取り扱いを開始しました。

文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛などを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 小学生スポーツ大会への特別協賛

愛媛県における小学生スポーツ振興応援の一環として、第44回を迎える「南海放送・JAバンクえひめカップ 愛媛県U-12サッカー大会」(令和2年9月開催)ならびに「第5回JAバンクえひめカップ2020愛媛ジュニア男女ソフトボール選手権」(令和2年11月開催)に特別協賛し、小学生スポーツを通じて、子どもたちの心身の健全な育成を支援しております。





○ 子どもの愛顔応援ファンドへの支援

愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」の 趣旨に賛同し、県内の農家の方が心を込めて作ったお米と寄附金を寄贈しました。なお、 提供したお米は、「子どもの愛顔応援ファンド」を通じて、県内の子ども食堂へ届けられ ております。





○ 愛媛県内の国公立小学校への教材本贈呈事業の実施

令和2年4月1日に愛媛県内の小学5年生を対象に、 子どもたちが農業や食、自然環境への理解を深めるき っかけとなることを願い、補助教材「農業とわたした ちのくらし」を約1万4千部贈呈いたしました。

令和3年度についても、継続して教材本贈呈事業を 実施することとしております。



○「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」への参加

当会では、「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」に賛同し、健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを促進しております。

当会の経営理念のもと、「愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献」を掲げ、消費・環境の面からSDGsの達成を目指しております。

○JAバンクえひめピンクリボン

運動の取り組み

地域貢献活動 (CSR) の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、JAバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

愛媛県内のJA本所などに募金箱を設置して募金活動を行い、集められた募金はピンクリボンえひめ協議会へ寄付のうえ、各種活動に役立てられております。



○ 振り込め詐欺未然防止運動

JAバンクえひめでは、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害が社会問題となっているため、県内11JAおよび県信連の金融窓口職員が、貯金キャンペーン期間に振り込め詐欺の注意喚起メッセージを掲げた黄色いタスキをつけて、振り込め詐欺ストップ運動を実施しました。



○ 運転免許自主返納制度支援

愛媛県警で取り組んでいる「高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を整備し、 交通事故を減少させる取り組み」に協力するため、運転免許証を自主的に返納した方に対 し、優遇金利を適用する「運転免許自主返納応援定期貯金」の販売を行いました。

運転免許自主返納 応援定期貯金

スーパー定期1年ものの店頭表示利率に **優遇金利+0.10%**。

(税引後0.079%)



○ 非接触検温器の設置

新型コロナウイルス等感染症拡大防止にかかるインフラを整備し、ご来店のお客さまに安心して金融窓口をご利用いただくとともに、感染症拡大防止の注意喚起を図ることを目的に、県内JAの金融店舗等に非接触検温器221台を設置しました。

今後も、新型コロナウイルス等感染症拡大防止へ向けた取り組みを続けてまいります。

● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般 事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努め ております。

■ 「移動金融店舗車」の運行

県内JAが実施する中山間地域などにおける金融サービスの確保・地域貢献、ならびに大規模災害発生時の金融対応策(BCP対応)として、「移動金融店舗車」を導入し継続運行しております。車内には、一般の店舗と同様に窓口カウンターを設置し、お客さまと対面で金融サービスの提供を行っております。



● 公共募金活動への協力

緑の募金、交通遺児育英募金、その他災害支援募金などへの寄付協力や各種ボランティア活動を通じて、社会的貢献に取り組んでおります。

▶地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

JAバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するための ローン商品を提供しております。

1. JA住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定 金利期間選択型の住宅ローンです。

固定金利期間終了後、再度固定金 利を選択された方に対して、以下の 項目に該当すると金利を引き下げる こととしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート

- ●オール電化住宅
- ●ガス省エネ住宅(エコウィル、エネファームなど)
- ●太陽光発電住宅

2. とくとくリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただくことができ、工事 の中で以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。

耐震リフォーム	●住宅の基礎部分の補強 ●筋かいを入れるなどの壁の補強 ●土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	●階段の勾配緩和 ●手すりの取り付け ●段差の解消 など
省エネリフォーム	 ■太陽光発電設備 ■太陽熱温水器 ■オール電化設備(電気温水器、IHクッキングヒーターなど) ●ガス省エネシステム(エコウィル、エネファームなど) ●断熱工事(壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け)など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、 県内JA・愛媛県信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

JAうま те.0896-24-2327 JA松山市

在LO89-946-1611 TEL089-943-8731

JAえひめ未来

JAえひめ中央

TEL0897-37-8739 新居浜ローンセンター TEL0897-56-1818

> JA愛媛たいき TEL0893-24-4182

JA周桑 TEL0898-68-7800 金融共済部 融資1課

JAにしうわ TEL0894-24-1118

JAおちいまばり TEL0898-33-7270

JAひがしうわ TEL0894-62-1212

JA今治立花 TEL0898-23-0246

JAえひめ南 TEL0895-28-6022



JAバンクえひめホームページにて商品の 内容をご覧になれます。ぜひご利用ください。
JAバンクえひめ
検索 **100** 0120 - 374 - 889

JAとのお取引が初めての方もお気軽にご相談ください。 (ご利用に際しては組合員加入のため出資をしていただくこととなります。)

業務内容

事業のご案内

■ 貯金業務

会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。総合口座、当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

	種類	特 色	お預入期間	お預入単位等
総	合 口 🛭	普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで 「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」 個人のお客さま専用です。		
	普 通 貯 金	貯金保険制度による保護対象商品です。(無利息型の普通貯金は全額保護されます。)	期間の制限は ありません。	1円以上 (1円単位)
	定期貯金	定期貯金・定期積金の残高の90%(最高500万円)まで自動融資が受けられます。	各定期貯金の 種類に準じます。	各定期貯金の 種類に準じます。
当	座 貯 金	商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用 いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。		
普	通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。	期間の制限は ありません。	1円以上 (1円単位)
普無和	通 貯 釒 到息型(決済用)	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度 による全額保護の対象商品です。		
J 贈	A 教育資金 与専用口座	広」も専用口広です 西則レープ腔会学の数套姿会	貯金者が30歳に達し た日など、一定の要 件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下 (1円単位)
	A 結婚子育て資金 与 専 用 ロ 函	「対応」た重出口座です 原則として貯全者の結婚・子	貯金者が50歳に達し た日など、一定の要 件に該当した日まで	1 円以上 1,000万円以下 (1 円単位)
	年後見支援貯金普 通 貯 金)	口座開設・払戻・送金・口座解約には家庭裁判所の指示書を必須とする成年後見制度に対応した商品です。	期間の制限は	 1円以上(1円単位)
成 :無利	年 後 見 支 援 貯 st 削息型 (決済用)	成年後見支援貯金(普通貯金)を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。	ありません。	
貯	蓄 貯 盆	お預入残高に応じて金利が設定されます。	期間の制限は ありません。	1円以上(1円単位)
通	知 貯 金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上 (1円単位)
	スーパー定期貯金	お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	定型方式 1 か月以上5年以内	1円以上(1円単位)
定	大口定期貯金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	期日指定方式 1か月超5年未満	1,000万円以上 (1円単位)
期貯	期日指定定期貯金	預入日から1年経過後は、払戻日を1か月前までに 指定することにより一部または全額のお引出しが できます。個人のお客さま対象の定期貯金です。	最長預入期間3年	1円以上 300万円未満 (1円単位)
金	積立式定期貯金	月々のお積立てを期日指定定期貯金 (満期型で1年未満はスーパー定期貯金、または大口定期貯金)でお預かりします。 法人の場合にはスーパー定期貯金、または大口定期貯金にてお預かりします。 定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。	満期型 6か月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定めは ありません	1回当り 1円以上 (1円単位)
財	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等から天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1回当り
形貯	財形年金貯金	2か月または3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1回ヨリ 1円以上 (1円単位)
蓄	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。		
定	期積金	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	定型方式 6か月以上10年以内 期日指定方式 6か月超10年未満	1回当り 1,000円以上 (1円単位)
譲	渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	定型方式 1か月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上 (1円単位)

⁽注)その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

■ 貸出業務

当会は、会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

融資の種類	融資先	資金使途	融資限度額	融資期間および返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆さま			資金使途などに応じて ご相談のうえ決定します。	

⁽注)上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ねください。

■ 受託・代理貸付業務

当会は、㈱日本政策金融公庫、㈱住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取り扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取り扱っております。

■ 為替・振替決済業務

当会は、県内JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットサービス や為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取り扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

■ 資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有価証券などにより効率的に運用しております。有価証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

■ 金融支援業務

当会は、JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、JAバンクえひめの戦略企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動などを行っております。

■ 指導・相談業務

当会は、JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営・体制整備状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めております。また、JAにおける信用事業の内部統制整備支援やコンプライアンス態勢、リスク管理強化を始め、金融サービスの向上およびJAの人材育成支援として、JA職員向けの集合研修・出前研修を実施するとともに、JAからの金融法務(年金・債権管理回収他)・BISシステムなどに関する相談に対応しております。

■ ローンサポート業務

JAローンの迅速かつ良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っております。具体的には、住宅関連業者へのPR活動などの営業サポート、審査書類代行作成などの審査サポートなどを行っております。

■ 公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

■ 国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

■ 電算業務

県内JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキングなどのオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

JAキャッシュカードにつきましては、全国のJAが設置するATMや、ゆうちょ銀行、セブン銀行、コンビニATM(ローソン銀行・E-netATM)等での入出金が可能となっております。

また、全国キャッシュサービス(M I C S)に加盟している金融機関のA T M での出金および残高照会が可能となっており、J A キャッシュカードの利用機会が広がっております。

その他に事業主の皆さまのための給与振込・総合振込サービスのお取り扱いや、代金取立業務、JAバンクアプリ・JAネットバンクなどサービス向上に努めております。

【主な手数料】

● 為替手数料 (消費稅含)

令和3年7月1日現在

X		分		定時定額	総合	振込	窓口利用	
		70		自動振込	媒体利用	帳票	恋口们用	
	当店あて		3万円未満 3万円以上	無料無料	110円 220円	110円 330円	330円 550円	
	当会本支店県内系統金属		3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円	
振込手数料 1件につき	県外系統金融	触機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円	
	他金融機関	電信扱	3万円未満 3万円以上	330円 440円	330円 440円	550円 770円	660円 880円	
	あて	文書扱	3万円未満 3万円以上	_ _	_ _	_ _	660円 880円	
給与振込 手数料	当会本支店・	系統金融機関	あて				無料	
子数付 1件につき	他金融機関あ	5 T		22			220円	
送金手数料	当会本支店・県内系統金融機関あて			4 4 0円				
1件につき	他金融機関あて			660円				
	当会本支店あて						220円	
代金取立	県内系統金融機関あて			440円				
手数料	他金融機関 普通扱(集中取立)			770円				
1通につき	あて	至急扱(個別)	取立)	1,100円			1,100円	
	手形交換	- 形交換 当会加盟交換所			220円			
	振込・送金の	組戻料 1件	につき	880円				
その他	不渡手形返去	D料 1通	につき	880円				
諸手数料	取立手形組房	[料 1通	につき				880円	
	取立手形店頭	頁呈示料 1通	につき	ただし、880円	を超える取立費用を要	要する場合はその実費	880円 を申し受けます。	

● ATM利用手数料[振込] (消費稅含)

				ATM利用			
	区	分	県内 J A キャッシュカード	県外 J A キャッシュカード	※他行 キャッシュカード		
	当店あて		3万円未満 3万円以上	無料無料	無料無料	220円 440円	
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて		3万円未満 3万円以上	無料無料	無料無料	220円 440円	
振込手数料 1 件につき	県外系統金融	独機関あて	3万円未満 3万円以上	1 1 0円 2 2 0円	110円 220円	220円 440円	
	他金融 機関あて 文書扱	電信扱	3万円未満 3万円以上	440円 660円	440円 660円	550円 770円	
		3万円未満 3万円以上	_ _	<u> </u>			

[※]他行キャッシュカードにて当会のATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯に応じてATM支払手数料が必要となります。 (提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)

● JAネットバンク利用手数料 (消費税含)

令和3年7月1日現在

74						サポ3年7万1日現在
	区分		個人契約		法人契約	
	区分			振込(振替)	総合振込	給与振込
月額基本	照会振込サービス		無料	1,100円	_	_
手数料	照会振込+データ伝送サービス		_	3,300円		
	当店あて	3万円未満 3万円以上	無料無料	無料無料	無料無料	無料無料
振込手数料	当会本支店・県内 系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無料無料	1 1 0円 2 2 0円	110円 220円	無料無料
1件につき	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	1 1 0円 2 2 0円	110円 220円	無料無料
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	330円440円	330円440円	330円440円	220円

- 1. 「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。
- 2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中金をいいます。
- 3.視覚障がいのお客さまなど(視覚障がいの方・手が不自由な方など、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方)の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● JAデータ伝送サービス (ADP) 利用手数料 (消費税含)

令和3年7月1日現在

	区 分		振込(振替)	総合振込	給与振込	
月額基本手数料	データ伝送サービス		3,300円			
	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無料無料	無料無料	
振込手数料	当会本支店・県内 系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	1 1 0 円 2 2 0 円	1 1 0 円 2 2 0 円	無料無料	
1 件につき	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	1 1 0 円 2 2 0 円	1 1 0 円 2 2 0 円	無料無料	
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	330円 440円	330円 440円	220円 220円	

● でんさいネット利用手数料 (消費税含)

区	分	利用者登録	代行登録
月額基本手数料 J A ネットバンク 法人契約が必須		無料	
電債発生記録債務者手数料	同一店内	330円	1,100円
電債発生記録債権者手数料	本支店内	330円	1,100円
電債譲渡記録手数料	系統内	330円	1,100円
電債分割記録手数料	他 行	660円	1,100円
電債保証記録手数料			
電債支払等記録手数料		330円	1,100円
電債変更記録手数料			
電債残高証明書(定例発行)	手数料	_	1,650円

● ATM利用手数料〔預入・支払〕 (消費税含)

	キャッシュ(ロー	利 用 時 間	手数料		
JAキャッシュカード	当会キャッシュカード 県内キャッシュカード	お預入お支払	平日土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	無料
シュカード	県外キャッシュカード	お預入お支払	平日土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	71 TI
	JFマリンバンクカード	お支払	平日土曜日・祝日	8:00~21:00	無料
				8:00~ 8:45	110円
	予 銀 行 カ ー ド 媛 銀 行 カ ー ド	お支払	平日	8:45~18:00	無料
	菱 U F J 銀 行 カ ー ド	43 × 34		18:00~21:00	110円
			土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	110円
他	行 カード			8:00~ 8:45	220円
	Fマリンバンクカード、	お支払	平 日 払	8:45~18:00	110円
	甲予銀行カード、愛媛銀行 カード、三菱UFJ銀行カ - ドは除きます			18:00~21:00	220円
-			土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	220円
(ゆうちょ銀行ATM利用	お預入お支払		8:00~ 8:45	110円
,	[会キャッシュカードでゆ ↓			8:45~18:00	無料
う	うちょ銀行のATMを利用			18:00~21:00	110円
	た場合の手数料です		土曜日・日曜日・祝日	8:00~21:00	110円
				8:00~ 8:45	110円
	ブン銀行 A T M 利用 ーネット A T M 利用		平日	8:45~18:00	無料
,	ーソン銀行ATM利用	お預入		18:00~21:00	110円
	会キャッシュカードでセブ 銀行、イーネット、ローソ	お支払		8:00~ 9:00	110円
	銀行のコンビニATMを利 した場合の手数料です		土曜日	9:00~14:00	無料
1 / 3				14:00~21:00	110円
			日曜日・祝日	8:00~21:00	110円

^{1.} 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。 2. 当会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終 日無料となります。

ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。

^{*}JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協などが構成するグループの総称です。 3. ATMのご利用時間は設置場所により異なります。 【ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATM提携】

^{1.} 当会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMを利用して、お預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとお

^{2.} ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからのお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。

^{3.} ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引をご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 各種発行手数料 (消費税含)

令和3年7月1日現在

区	分	内	容	手 数 料
小切手用紙交付料	ł	1冊(50枚)につき		2,200円
約束手形用紙交付料	ł	1冊(50枚)につき		2,200円
為替手形用紙交付料	ł	1冊(20枚)につき		2,200円
自己宛小切手発行手数料	ł	1枚につき		550円
	当 会 所 定 様 式	1通につき		440円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料	監査法人所定様式	1通につき		3,300円
36 11 1 3x 11	その他様式	1通につき		1,650円
融資証明書発行手数料	ł	1通につき		440円
利息証明書発行手数料	ł	1通につき		440円
取引履歴明細表発行手数料	ł	1口座につき		550円
	通帳	1冊につき		1,100円
	証書	1枚につき		1,100円
 再発行手数料	キャッシュ (ローン) カード	1枚につき		1,100円
13 30 13 3 30 11	ICキャッシュカード	1枚につき		1,100円
	ICキャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき		1,100円

● 口座開設手数料 (消費税含)

令和3年7月1日現在

区 分	内容	手 数 料
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	5,500円

● 両替手数料 (消費税含)

令和3年7月1日現在

	区		分		内	容	手	数料		
				1 201/7		当会に口座をお打	寺ちのお客様	無料	% 1	
				1~30枚 	上記以外のお客	様	22	0円		
			31~100枚				22	0円		
両	替	手	数	料	101~	√500枚			33	0円
※両替前後で多い方の枚数を適用			適用	501~	1,000枚	440円			0円	
				1,001~	·2,000枚	770円			0円	
			0.0041/4			1,000	女毎			
			2,001枚~			330円カ	加算			

● 個人情報開示等事務手数料 (消費稅含)

	手 数 料		
個人情報開示等	店頭でお受け取りの場合	1件につき	550円
事 務 手 数 料	郵送の場合	1件につき	1,100円

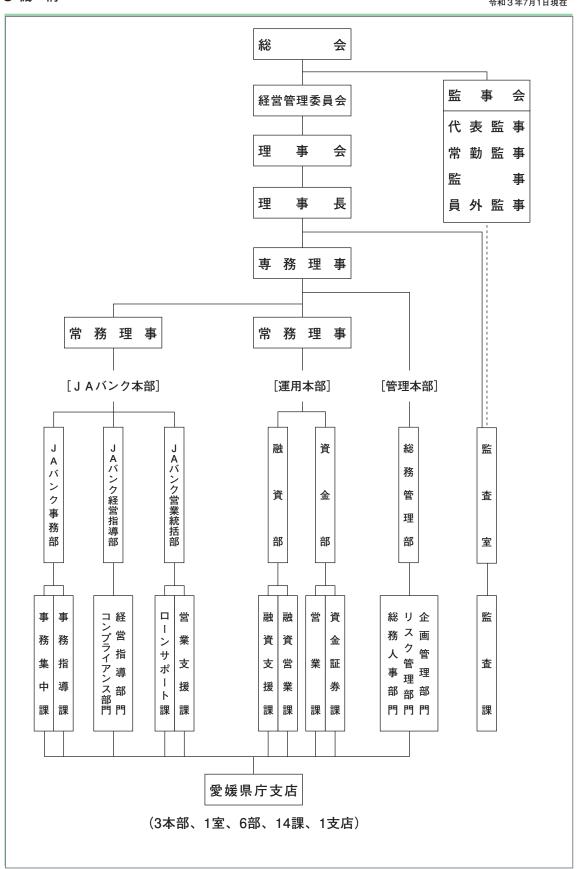
^{※1} ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。 ※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

組織

当会の組織

●機 構

令和3年7月1日現在



■会員数

資格別	令和3年3月末	令和2年3月末	平成31年3月末
正会員	20	21	21
准会員	13	13	13
合 計	33	34	34

■役員(令和3年7月26日現在)

				経	営 管	理多	き員	会 会	長	阿	部	和	孝
				経	営	管	理	委	員	菅	野	幸	雄
				経	営	管	理	委	員	山	内	謙	治
経	営	管	理	経	営	管	理	委	員	加	藤		尚
委	員	į	会	経	営	管	理	委	員	村	田	彰	Ξ
				経	営	管	理	委	員	山	本	長	雄
				経	営	管	理	委	員	桑	田		誠
				経	営	管	理	委	員	西	本	滿	俊

			代	表理	事 理 事	手 長	井	関	正	志
理	事	会	代	表理	事 専	務	清	家		明
垤	尹	五	常	務	理	事	竹	田	_	郎
			常	務	理	事	朝	山	孝	則

			代 表	(常	勤)	監 事	桐	田	明	男
			監			事	兵	頭	仁	志
監	事	会	監			事	菊	地	秀	明
			監			事	合	田		久
			員	外	監	事	渡	部	義	行

■職員数

区分	令和3年3月末	令和2年3月末	平成31年3月末
男 子 職 員	88	74	83
女 子 職 員	46	47	45
合 計	134	121	128

■ 店舗一覧

令和3年7月1日現在

店舗名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

● 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

● 子会社等の状況

【子会社等の数】

	令和3年3月末	令和2年3月末	増減数
子 会 社	0	0	0
子 法 人 等	0	0	0
関 連 法 人 等	1	1	0
合 計	1	1	0

【組織の構成】

(関連法人等) JA愛媛県信連 株式会社 JAえひめ総合情報センター

【子会社等の概況】

会社	名	株式会社 JAえひめ総合情報センター
所 在	地	松山市土居田町31番地1
		農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同
主 要 な 事 業 内	容	組合連合会、関連子会社の情報処理および情報
		対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設 立 年 月	日	昭和52年2月8日
資 本 金 総	額	200百万円
当 会 の 議 決 権 比	率	30.0%
当会および他の子会社の議決権と	比率	30.0%



【㈱JAえひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

2 役員

● 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および 監事をいいます。

● 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、 退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法 で支払っております。

(単位:百万円)

	支給総額	i (注2)
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬など	70	9

- (注1)対象役員は、経営管理委員8名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)
- (注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担 に属する金額)によっております。なお、令和2年度において使用人兼務役員はおりません。

● 対象役員の報酬等の決定

【役員報酬(基本報酬)】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員毎の報酬額については経営管理委員会において、理事毎の報酬額については理事会において決定し、監事毎の報酬額については監事の協議によって決定しております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員毎の報酬額の決定にあたっては、役員等報酬審議会(構成: JAの常勤 役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員9名)および信連常勤役員報酬審議会 (構成: JAの常勤役員等の中から理事長が委嘱した委員7名)に諮問をし、その答申を 踏まえて各々の役職・責務などを勘案して決定しております。また、上記の支給する報酬 総額の最高限度額も答申を踏まえて決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員退任給与金引当規程に基づき算定し、総会で経営管理 委員、理事および監事毎に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退 任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理 事会、監事については監事の協議によって各々の支給額と支給時期・方法を決定し、その 決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上 しております。

職員など

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

- (注1) 対象職員等には、期中に退職したものも含めております。
- (注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。
- (注3) 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受ける ものはおりません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

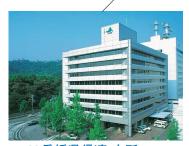


沿革・あゆみ

昭和23年 ・愛媛県信用農業協同組合連合会が発足	平成14年	・「JAネットバンク」を開始
33年 · 信連創立10周年	15年	・ゆうちょとのATM提携(出金・残高)
34年 · 信連貯金100億円突破	16年	・経営管理委員会制度を導入
38年 · 信連貯金200億円突破	18年	・全国統一の信用オンラインシステム (JASTEM)へ移行
39年 ・機構改革により5事務所となる		・ A T M の I C 化対応 ・ セブン銀行との A T M 提携(出金・残高)
40年 · 農協会館竣工		・「JAバンクアグリサポート事業」
41年 ・内国為替業務取扱いを開始	13-4	を展開 ・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売
43年 ・信連創立20周年		・ゆうちょ・セブン銀行とのATM提携(入金)
47年 · 信連貯金1,000億円突破	20年	・信連創立60周年 ・JAバンクにおけるATM顧客手数料
48年 ・愛媛県指定代理金融機関となる		の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM提携
52年 · 信連貯金3,000億円突破	21年	・「年金花道キャンペーン」を展開
53年 ・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟		・JAローン残高1,000億円突破
・愛媛県農協電算センター竣工 	22年	・JA貯金1兆6,000億円突破 ・JFマリンバンクとのATM終日無料
54年 ・農協信用事業オンライン開始 		化提携、ゆうちょとのATM平日無料 化提携
56年 · 信連貯金5,000億円突破 		・年金ふれあいコンサートの開催
59年 ・「全国農協貯金ネットサービス」開始	23年	「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を展開
60年 ・信連貯金7,000億円突破	25年	
61年 ・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販取扱い開始	25-	「JA貯金2兆円の早期達成」を設定 ・JA貯金1兆7,000億円突破 ・伊予銀行およびコンビニ2社(ローソ
63年 ・信連創立40周年 		ン・イーネット) A T M無料化提携 ・J A 直売所スタンプラリーを展開
平成元年 ・信連貯金 1 兆円突破	26年	・事業本部制を導入
3年 ・サンデーバンキングの取扱いを開始	204	・「買い物弱者支援」と「振り込め詐欺 未然防止のための声かけ支援」による
4年 ・信連貯金 1 兆2,000億円突破 		ダブルサポート施策を展開
6年 ・機構改革により融資業務を本所へ集中	27年	・JA貯金1兆8,000億円突破 ・愛媛県と「災害時連携協力協定」締結
7年 ・機構改革により貯金業務を本所へ集中		・県内金融機関と 「災害発生時相互支援協定」締結
8年 ・「農協オンラインバンキングシステム」 (NOBS) 稼働	28年	
10年 · 信連創立50周年		・信連貯金1兆5,000億円突破
11年 ・愛媛銀行とのATM・CD無料化提携	29年	・JA貯金1兆9,000億円突破 ・移動金融店舗車を導入
12年 ・JA貯金1兆5,000億円突破		
 13年 ・「JAバンクシステム」始動	30年	・信連創立70周年 ・JA貯金2兆円突破

JAバンクえひめの店舗網





JA愛媛県信連 本所

〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3 TEL 089 (948) 5211 (受付) FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	A T M 設置台数
う ま	11	15
えひめ未来	15	28
周 桑	16	15
越智今治	30	28
今治立花	2	4
松山市	43	43
えひめ中央	32	47
愛媛たいき	12	13
西 宇 和	10	21
東宇和	5	15
えひめ南	8	46
愛媛県信連	2	9
計	186	284

- (注1) 令和3年7月1日現在
- (注2) ATM設置台数は、他行などとの共同設置分を含みます。

最寄の店舗情報は、JAバンクえひめホームページ 「JAバンクなび」から検索できます。

(JAバンクえひめホームページ) http://www.jabank-ehime.or.jp



資料編

CONTENTS

財務諸表	有価証券等に関する指標
●貸借対照表 · · · · · 43	●種類別有価証券平均残高 · · · · · · 70
●損益計算書 · · · · · · · · · · · · 44	●商品有価証券種類別平均残高 · · · · · · · 70
●経費の内訳 ・・・・・・・・・・・45	●有価証券残存期間別残高 · · · · · · 70
●キャッシュ・フロー計算書 · · · · · · · 46	
●剰余金処分計算書 · · · · · · · 47	
●注記表 · · · · · 48	有価証券の時価情報等
	●有価証券の時価情報 ・・・・・・・・・ 71
損益の状況	●金銭の信託の時価情報・・・・・・・・・71
●最近の5事業年度の主要な経営指標 ・・・・・・ 63	●デリバティブ取引等 ・・・・・・・・・ 72
●利益総括表 · · · · · 63	
●事業純益 · · · · · 63	
●資金運用収支の内訳 ・・・・・・・・・・ 64	経営諸指標
●受取・支払利息の増減額64	●利益率 · · · · · · 73
	●貯貸率・貯証率 · · · · · · · 73
貯金に関する指標	
●科目別貯金平均残高 · · · · · · · 65	
●定期貯金残高 · · · · · · 65	
	自己資本の充実の状況
貸出金等に関する指標	●自己資本の充実の状況(単体)・・・・・・・ 74
●科目別貸出金平均残高 · · · · · · 65	1. 自己資本の状況・・・・・・ 74
●貸出金の金利条件別内訳残高 65	2. 信用リスクに関する事項 ・・・・・・・ 77
●貸出金の担保別内訳残高 ・・・・・・・・ 66	3. 信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・ 80
●債務保証見返の担保別内訳残高 ・・・・・・・ 66	4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項・・ 81
●貸出金の使途別内訳残高 ・・・・・・・・ 66	5. 証券化エクスポージャーに関する事項 ・・・・・ 83
●貸出金の業種別残高 ・・・・・・・・・67	6. オペレーショナル・リスクに関する事項 ・・・・・ 83
●主要な農業関係の貸出金残高 ・・・・・・・・67	7. 出資その他これに類する
●受託貸付金残高 · · · · · 68	エクスポージャーに関する事項・・・・・ 84
●リスク管理債権の状況 · · · · · 68	8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況・・・・69	エクスポージャーに関する事項・・・・・85
●元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況・・ 69	9. 金利リスクに関する事項 ・・・・・・・85
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 ・・・・ 69	財務諸表の適正性等に関する確認・・・・・・88
●貸出金償却の額 · · · · · · 69	会計監査人の監査 ・・・・・・・・・・ 88

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

					(単位: 百万円)
科目	科 目		科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,093	2,161	貯 金	1,663,037	1,634,847
預 け 金	1,035,128	1,058,398	当 座 貯 金	14,688	17,247
系 統 預 け 金	1,024,117	1,050,045	普 通 貯 金	9,256	5,748
系統外預け金	11,010	8,352	貯 蓄 貯 金	41	40
金銭の信託	21,317	14,008	別段貯金	14,061	10,091
有 価 証 券	587,413	543,807	定期貯金	1,624,967	1,601,696
国債	17,427	74,385	定期積金	21	22
地 方 債	4,743	10,902	譲渡性貯金	12,718	16,544
社	11,825	12,165	借 用 金	20,900	27,300
外 国 証 券	95,043	88,724	代理業務勘定	0	0
受 益 証 券	458,374	357,629	その他負債	3,602	2,848
貸 出 金	100,269	92,746	未払法人税等	139	141
手 形 貸 付	382	362	従業員預り金	_	75
証 書 貸 付	68,936	66,924	金融派生商品負債	950	-
当 座 貸 越	3,645	2,283	仮 受 金	1,487	1,566
金融機関貸付	27,305	23,176	その他の負債	88	105
その他資産	2,897	2,976	未 払 費 用	935	957
従業員貸付金	351	320	前 受 収 益	1	1
差入保証金	81	82	諸引当金	3,322	3,256
金融派生商品資産	_	102	相互援助積立金	2,455	2,395
仮 払 金	894	826	賞与引当金	73	70
その他の資産	376	349	退職給付引当金	763	770
未 収 収 益	1,189	1,292	役員退職慰労引当金	29	19
前払費用	2	2	繰 延 税 金 負 債	4,828	514
有形固定資産	1,546	1,562	債務保証	297	224
建物	464	488	負債の部 合計	1,708,706	1,685,537
土 地	1,045	1,045	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	36	28	出 資 金	43,010	43,010
無形固定資産	43	16	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
ソフトウェア	39	12	再評価積立金	3	3
その他の無形固定資産	3	4	利益剰余金	61,482	60,796
外 部 出 資	76,113	76,117	利益準備金	28,355	27,555
系統出資	75,142	75,145	その他利益剰余金	33,126	33,240
系統外出資	911	911	経営安定化対策積立金	4,200	3,800
子会社等出資	60	60	特別積立金	23,390	23,390
債務保証見返	297	224	当期未処分剰余金	5,536	6,050
貸 倒 引 当 金	△ 91	△ 70	(うち当期剰余金)	(3,388)	(3,692)
			会員資本 合計 その他有価証券評価差額金	104,495	103,810 2,356
			繰延ヘッジ損益	14,031	2,356
			裸 延 ハ ツ ン 損 益	△ 204 13,827	2,601
			純資産の部 合計	118,323	106,411
資産の部 合計	1,827,029	1,791,949	純 貝 生 の 部 一 音 計 負債及び純資産の部 合計	1,827,029	1,791,949
其性 ツ 印 ロ 司	1,027,029	1,731,349	只良及り税貝性が可 ゴゴ	1,027,029	1,731,343

損益計算書

		(単位:百万円)
科目	令和2年度 (自令和2年4月1日) 至令和3年3月31日)	令 和 元 年 度 (自平成31年4月 1日) 至令和 2年3月31日)
経 常 収 益	16,608	17,893
資 金 運 用 収 益	12,288	13,697
貸出金利息	911	935
預け金利息	80	101
有価証券利息配当金	5,566	6,321
その他受入利息	5,729	6,339
(うち受取奨励金)	(5,472)	(5,864)
(うち受取特別配当金)	(253)	(471)
役 務 取 引 等 収 益	1,106	1,116
受入為替手数料	31	35
その他の受入手数料		1,080
	1,075	
その他の役務取引等収益	0	0
そ_の他事業収益	2,556	2,605
受取出資配当金	1,068	1,239
国債等債券売却益	1,487	1,366
その他経常収益	657	474
貸倒引当金戻入益	-	234
	100	43
金銭の信託運用益	517	119
その他の経常収益	39	77
経 常 費 用	12,816	13,702
資 金 調 達 費 用	9,103	9,369
貯 金 利 息	144	165
譲渡性貯金利息	3	4
その他支払利息	8,955	9,199
(うち支払奨励金)	(8,954)	(9,198)
	1,140	1,097
支払為替手数料	7	8
その他の支払手数料	1,132	1,088
その他事業費用	383	551
支 払 助 成 金	381	550
国債等债券売却損	1	-
金融派生商品費用	0	0
経 費	1,883	2,094
人 件 費	1,094	1,231
物件費	716	795
税金	72	67
その他経常費用	305	590
	21	- 590
貸倒引当金繰入額		
相互援助積立金繰入額	60	60
株式等売却損	50	479
金銭の信託運用損	158	3
その他の経常費用	14	47
経 常 利 益	3,791	4,191
特 別 利 益	0	2
その他の特別利益	0	2
特 別 損 失	5	3
固定資産処分損	1	2
その他の特別損失	4	0
税引前当期利益	3,785	4,190
	384	392
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額	13	105
法 人 税 等 合 計	397	498
当 期 余 金	3,388	3,692
当期首繰越剰余金	2,147	2,358
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,536	6,050

経費の内訳

	科目		令和2年度	令和元年度
人	件	費	1,094	1,231
	役 員 報	酬	70	70
	給 料 手	当	784	861
	うち賞与引当金繰入	額	73	70
	福利厚生	費	175	184
	退職給付費	用	54	105
	役 員 退 職 慰 労	金	_	0
	役員退職慰労引当金繰入	. 額	9	8
物	件	費	716	795
	事業推進	費	37	55
	債 権 管 理	費	2	2
	旅 費 交 通	費	9	36
	業務	費	388	420
	負 担	金	104	104
	施設	費	172	173
	雑	費	2	3
税		金	72	67
	合 計		1,883	2,094



キャッシュ・フロー計算書

		(単位:百万円)
科目	令和2年度 (自令和2年4月1日) 至令和3年3月31日)	令和元年度 (自平成31年4月 1日) 至令和 2年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,785	4,190
減価償却費	51	39
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	21	△ 237
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 7	△ 207
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	73	31
資金運用収益	△ 12,288	△ 13,697
資金調達費用	9,103	9,369
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,535	△ 929
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 359	△ 116
為替差損益(△は益)	431	△ 820
貸出金の純増(△)減	△ 7,522	△ 948
預け金の純増(△)減	44,000	△ 36,000
貯金の純増減(△)	24,362	13,714
借用金の純増減(△)	△ 6,400	2,100
資金運用による収入	13,050	14,090
資金調達による支出	△ 9,131	△ 9,396
事業分量配当金の支払額	△ 1,899	△ 1,868
その他	△ 291	△ 781
小計	55,444	△ 21,467
法人税等の支払額	△ 386	△ 649
事業活動によるキャッシュ・フロー	55,057	△ 22,117
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 129,842	△ 123,367
有価証券の売却による収入	76,229	49,860
有価証券の償還による収入	24,401	119,290
金銭の信託の増加による支出	△ 7,152	△ 15,891
金銭の信託の減少による収入	2,831	△ 3
固定資産の取得による支出	△ 64	△ 25
固定資産の売却による収入	0	_
外部出資の売却等による収入	3	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,593	29,863
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	20,661	6,943
VI 現金及び現金同等物の期首残高	55,525	48,582
VII 現金及び現金同等物の期末残高	76,187	55,525

剰余金処分計算書

(単位: 百万円)

		11 - 111-121
科目	令和2年度	令和元年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,536	6,050
2 剰 余 金 処 分 額	3,415	3,902
(1) 利 益 準 備 金	700	800
(2) 任 意 積 立 金	_	400
経営安定化対策積立金	_	400
特 別 積 立 金	_	_
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事業分量配当金	1,912	1,899
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,120	2,147

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりです。

 令和2年度
 普通出資
 年2.70%、後配出資
 年0.90%

 令和元年度
 普通出資
 年2.70%、後配出資
 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和2年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,611百万円

0.0187% 301百万円(令和2年度特別措置)

令和元年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,597百万円

0.0189% 301百万円(令和元年度特別措置)

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に 発生するリスクへ の佛えとして、当会 の決算に大きな影響を及ぼす臨時的 な損失もしくは支出 の発生時に対応と ることを目的とす る。	5,000	業の金に積て毎年剰処よみ。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和2年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

項 目 注 記 事 項

1 重要な会計方針 にかかる事項に 関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券

時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 3年~50年

その他 4年~15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。

a 正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。

b 要注意先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。

c 破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む。)。

d 実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。

e 破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。

话。	************************************
項目	
1 重要な会計方針 にかかる事項に 関する注記	(5) 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛JAバンクの信用事業の再編・強化を図り、もってJAバンクの信用向上に 資することを目的に、「愛媛県JAバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。
2 表示方法の変更 に関する注記	新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。
3 会計上の見積り	(1) 貸倒引当金
3 会計上の見積り に関する注記	① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額
	貸倒引当金 91百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
	a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」 に記載しております。 b 主要な仮定
	主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
4 貸借対照表に 関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,222百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、複合機およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 1年以内 1年超 合計 オペレーティング・リース 12百万円 15百万円 28百万円
	(3) 為替決済の担保として預金 30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 2,044百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計23,525百万円を
	円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、479百万円です。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (9) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は47百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償
	知るたは利息の成立でまたは升浦の見込めがないものとして未収利息を訂工しながった負出金、負倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

項目	注記事項
-X -	在 DD 事 水
4 貸借対照表に 関する注記	 (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。 (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は47百万円です。なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (13) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末残高はありません。 (14) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,298百万円です。 (15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 17,840百万円が含まれております。
5 損益計算書に 関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 / うち事業取引以外の取引高 - / (2) 子会社等との取引による費用総額 317百万円 うち事業取引高 317 / うち事業取引以外の取引高 - /
6 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余給金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外資建外国証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金開達にかかる流動性リスクに晒されております。また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物基替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法(繰延へッジ)を適用しております。 (3) 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理当会は、リスクで管理体制 a 信用リスクの管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。

項目注記事項

6 金融商品に 関する注記

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。

そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。

また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務 状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しておりま す。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日)により 算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で14,182 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを 計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できな い場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なる場合もあります。

項目違い。

6 金融商品に 関する注記

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預け金	1,035,128 百万円	1,035,139 百万円	11 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	21,317 //	21,317 //	- "
有価証券			
その他有価証券	587,413 //	587,413 //	- "
貸出金	100,621 //		
貸倒引当金	△89 ″		
貸倒引当金控除後	100,531 /	101,182 百万円	651 百万円
資産計	1,744,391 //	1,745,053 //	662 "
貯金	1,675,755 🛷	1,675,782 /	26 //
借用金	20,900 //	20,900 //	- //
負債計	1,696,655	1,696,682 //	26 "
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(950) 百万円	(950) 百万円	一 百万円
デリバティブ取引計	(950) //	(950) "	- "

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
 - 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金351百万円を含めております。
 - 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金12,718百万円を含めております。
 - 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実 行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当 金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、先物為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格となっております。

項目注記事項

6 金融商品に 関する注記

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

				貸借対照表計」	-額
外	部	出	資	76,113	百万円

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,035,128 百万円	— 百万円	- 百万円	— 百万円	- 百万円	- 百万円
有価証券	9,749 🛷	30,015 /	22,429 //	40,397 //	65,433 //	397,706 "
その他有価証券の うち満期があるもの	9,749 //	30,015 /	22,429 //	40,397 //	65,433 "	397,706 //
貸出金	21,031 //	15,662 //	13,528 //	8,741 //	6,622 //	34,683 "
合 計	1,065,909 //	45,678 //	35,957 //	49,138 //	72,056 //	432,389 //

(注) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く。) 2,991百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約付貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。

⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,662,958 百万円	36 百万円	38 百万円	3百万円	0百万円	一 百万円
譲渡性貯金	12,718 //	- //	- /	- //	- /	- "
借用金	13,100 //	3,100 //	3,200 //	1,500 /	- //	- //
合 計	1,688,776 //	3,136 //	3,238 //	1,503 /	0 //	- //

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に 関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

C 43 7 C 7 8									
	į	種類	貸借対照表計」	上額	取得原価			差額	
	債	参	123,419 ਵ	万円	110,592	百万円		12,827	百万円
		国債	17,427	11	17,038	11		389	//
貸借対照表計上額		地方債	3,244	//	3,224	11		19	//
が取得原価を超え		社 債	11,825	11	11,643	11		182	//
るもの		その他	90,923	11	78,686	11		12,236	11
	7	の他	281,430	11	269,103	11		12,327	11
	/]	計	404,850	11	379,695	11		25,155	11
	債	参	5,619 習	万円	5,663 ī	百万円	Δ	43	百万円
貸借対照表計上額		地方債	1,499	11	1,500	11	Δ	0	11
が取得原価を超え		その他	4,120	11	4,163	11	Δ	43	11
ないもの	そ	の他	176,943	"	182,911	11	Δ	5,967	"
	/]	計	182,563	"	188,574	11	Δ	6,011	"
合	計		587,413	"	568,270	//		19,143	"

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 5,302百万円を差し引いた金額13,840百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額 売却益 売却損 債券 72,853百万円 1,370百万円 1百万円 その他 3,255 / 100 / 50 / 合計 76,109 / 1,470 / 52 /

項 目 注 記 事 項 (1) 金銭の信託に関する事項 8 金銭の信託に その他の金銭の信託は、次のとおりです。 関する注記 うち貸借対照表 うち貸借対照表計 貸借対照表 取得原価 差額 計上額が取得原 上額が取得原価を 計上額 価を超えるもの 超えないもの その他の 21,317百万円 21,053百万円 263百万円 357百万円 94百万円 金銭の信託 (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債73百万円を差し引いた金額190百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。 (1) 退職給付 9 退職給付に ① 採用している退職給付制度の概要 関する注記 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 770百万円 退職給付費用 54 " 退職給付の支払額 △61 ″ 期末における退職給付引当金 763 / ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 763百万円 退職給付引当金 763百万円 ④ 退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 54百万円 (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特 例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額 は、145百万円となっております。

項目	注記	事				
	**					
10 税効果会計に	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別	の主な内訳等	等			
関する注記	繰延税金資産					
	退職給付引当金超過額 賞与引当金超過額		211 20	百万円 〃		
	サイラリー またしゅん 相互援助積立金超過額		680			
	未払事業税		23			
	役員退職慰労引当金超過額		8			
	支払奨励金の未払利息 繰延ヘッジ損益		203 78	"		
	その他		16			
	繰延税金資産小計		1,241	"		
	評価性引当額 繰延税金資産合計 (A)		△681	"		
			560	"		
	その他有価証券評価差額金		△5,375	百万円		
	外債未収利息		△12	"		
	繰延税金負債合計 (B)		△5,388	"	_	
	繰延税金負債の純額 (A)+(B)		△4,828	"		
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な	原因				
	法定実効税率		27.7	%		
	(調整)					
	交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2			
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 事業分量配当金		△3.9 △14.0			
	評価性引当額の増減		0.5			
	その他		0.0	"		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		10.5	"		
					_	
11 持分法損益等 に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等 関連法人等に対する投資の金額 持分法を適用した場合の投資の金額 持分法を適用した場合の投資利益の金額	は次のとおり	りです。 60 248 10	百万円 〃 〃		
12 キャッシュ・ フロー計算書に 関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金 らびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金お			間は、貸借	対照表上の「ヨ	見金」な

注記表

令和元年度(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

項 目 注 記 事 項

1 重要な会計方針 にかかる事項に 関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券

時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 3年~50年

その他 4年~15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、愛媛JAバンクの信用事業の再編・強化を図り、もってJAバンクの信用向上に 資することを目的に、「愛媛県JAバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。

- (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

項目	注 記 事 項
2 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1.218百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、複合機およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度未残高相当額は次のとおりです。1年以内 1年超 合計 オペレーティング・リース 12百万円 25百万円 37百万円 (3) 為替決済の担保として預金 30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 2,067百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 有担保の消費賃借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計5,623百万円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、0百万円です。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (9) 貸出金のうち、破綻先債権組はなく、延滞債権額は48万円です。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは対済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(賃倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年金)等のデラのデラ)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定を多期の生で主ている負出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (20) 破飲た債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、全利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および受出条件緩和債権額の会計額は48百万円です。なお、(9)からにに掲げた債権額は、6月可以上延滞債権に対当したいものです。 (3) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づも、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当期未残高はありません。なお、(9)からにに掲げた債権額は、6月可以上延滞債権に基当しているです。
3 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 / うち事業取引以外の取引高 - / (2) 子会社等との取引による費用総額 313百万円 うち事業取引高 313 / うち事業取引以外の取引高 - / (3) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は3百万円です。

項 目 記 事 注 項 4 金融商品に (1) 金融商品の状況に関する事項 関する注記 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門 金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が 預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場 企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価 証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出 金は主として県内の取引先に対して行っております。また、有価証券は債券および投資信託を純投資目 的(その他目的)で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動に よって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価され ているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法(繰延ヘッ ジ)を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度 額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理課は信用状況をモニタリング しております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行ってお ります。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理課において信用情報 や時価の把握を定期的に行い管理しております。 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余 裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。ま た、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の 協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマ ネジメント規程に明記しており、リスク管理課において金融資産および負債の市場リスク量や金利 リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告してお ります。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能 する体制を確立しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定す るとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘 柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決 定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを 行っております。 総務部で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況な どを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれ ぞれ分離独立し内部体制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において 決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット 枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。

項 目 記 事 注 項

4 金融商品に 関する注記

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け 金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.13% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,060百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変 数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる 可能性があります。

資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流 動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行 い、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定 においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異な る場合もあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表	計上額	時 価		差額	
預け金	1,058,398	百万円	1,058,438	百万円	40	百万円
金銭の信託						
その他の金銭の信託	14,008	11	14,008	//	_	//
有価証券						
その他有価証券	543,807	11	543,807	11	_	11
貸出金	93,067	11				
貸倒引当金	△69	11				
貸倒引当金控除後	92,997	11	93,806	百万円	809	百万円
資産計	1,709,211	11	1,710,061	11	849	11
貯金	1,651,392	11	1,651,468	11	75	11
借用金	27,300	11	27,300	11	_	11
負債計	1,678,692	11	1,678,768	11	75	11
デリバティブ取引						
ヘッジ会計が適用されているもの	(102)	百万円	(102)	百万円	_	百万円
デリバティブ取引計	(102)	11	(102)	11	_	11

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております
 - 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金320百万円を含めております。

 - る。 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金16,544百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお ります。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレー トである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しておりま

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記とと同様の方法により評価しております。

有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

項 目 注 記 事 項

4 金融商品に 関する注記

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実 行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当 金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、先物為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格となっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

				貸借対照表計上額
外	部	出	資	76,117 百万円

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

1年以内		1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,058,398 百万円	— 百万円	- 百万円	— 百万円	- 百万円	— 百万円
有価証券	36,301 /	40,735 //	34,631 /	26,997 //	36,651 /	350,271 /
その他有価証券の うち満期があるもの	36,301 /	40,735 /	34,631 /	26,997 //	36,651 /	350,271 /
貸出金	11,127 //	16,586 /	11,901 /	11,653 /	6,562 //	34,915 /
合 計	1,105,826 //	57,322 //	46,532 //	38,651 //	43,213 //	385,187 //

(注) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く。) 1,893百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。

⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内		2年以内 3年以内 4年以内		4年超 5年以内	5年超
貯金	1,634,718 百万円	86 百万円	38 百万円	1 百万円	3百万円	一 百万円
譲渡性貯金	16,544 //	- //	- "	- //	- //	- "
借用金	3,600 //	16,700 //	3,200 //	3,800 //	- //	- //
合 計	1,654,862 //	16,786 //	3,238 //	3,801 //	3 //	- "

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

項 目 記 注 車 項 有価証券に (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。 関する注記 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次の とおりです。 貸借対照表計上額 取得原価 債 券 169,934 百万円 156,645 百万円 13,289 百万円 国 債 74,385 73,058 1.326 貸借対照表計上額 9,402 地方債 9,318 83 が取得原価を超え 7,593 7,430 162 社 債 るもの その他 78,552 66,836 11,716 その他 162,054 11 153,478 11 8,576 11 11 21,865 11 小 計 331,989 310,123 券 16,243 百万円 16,896 百万円 653 百万円 地方債 1,499 1,500 Δ 0 貸借対照表計上額 債 4,571 4,600 28 が取得原価を超え その他 10,172 10,796 624 ないもの その他 195,574 210.645 15.070 \triangle 小 計 211,817 227,541 \triangle 15,723 11 543,807 11 537,665 6,141 11 合 計 (注)上記差額合計から繰延税金負債 1,701百万円を差し引いた金額 4,440百万円が、「その他有価証券評価差額金」 に含まれております。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 売 却 損 売 却 額 売却益 債 券 40,347百万円 1,076百万円 - 百万円 その他 9,223 / 43 / 479 / 合 計 49,571 / 1,119 / 479 / (1) 金銭の信託に関する事項 6 金銭の信託に その他の金銭の信託は、次のとおりです。 関する注記 うち貸借対照表計 上額が取得原価を うち貸借対照表 計上額が取得原 貸借対照表 取得原価 美額 計上額 価を超えるもの 超えないもの その他の 14,008百万円 | 16,891百万円 | △2,882百万円 5百万円 △2,888百万円 金銭の信託 (注) 1.上記差額合計から繰延税金資産 798百万円を加えた金額△2,084百万円が、「その他有価証券評価差額金」に 含まれております。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、 それぞれ「差額」の内訳です。 (1) 退職給付 7 退職給付に ① 採用している退職給付制度の概要 関する注記 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 978百万円 退職給付費用 104 / 退職給付の支払額 △312 ∥ 期末における退職給付引当金 770 / ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 770百万円 退職給付引当金 770百万円 ④ 退職給付に関する損益 簡便法で計算した退職給付費用 104百万円

項目	注記事項
7 退職給付に 関する注記	(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込まは、161百万円となっております。
8 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 19
9 持分法損益等 に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。 関連法人等に対する投資の金額 60 百万円 持分法を適用した場合の投資の金額 238 / 持分法を適用した場合の投資利益の金額 3 /
10 キャッシュ・ フロー計算書に 関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

	項	I		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
経	常	収	益	16,608	17,893	19,856	19,944	18,290
経	常	利	益	3,791	4,191	5,275	4,164	4,499
当	期	剰 余	金	3,388	3,692	4,381	3,485	3,672
出		資	金	43,010	43,010	43,010	43,010	43,010
(出資	口数)	(8,602,087)	(8,602,087)	(8,602,087)	(8,602,123)	(8,602,125)
純	資	産	額	118,323	106,411	109,015	104,335	116,445
総	資	産	額	1,827,029	1,791,949	1,781,063	1,724,392	1,652,788
貯	金	等 残	高	1,675,755	1,651,392	1,637,677	1,591,358	1,519,919
貸	出	金 残	高	100,269	92,746	91,798	95,074	88,606
有	価 証	券 残	高	587,413	543,807	590,552	546,788	508,757
剰	余 金	配 当 金	額	2,715	2,702	2,671	2,306	2,200
	普通出	当資配 当	額	623	623	623	623	623
	後配出	当資配 当	額	179	179	179	179	179
	事業分	】量配 坐	額	1,912	1,899	1,868	1,504	1,397
職		員	数	134	121	128	138	135
単	体自己	資 本 比	; 率	16.31	16.81	18.13	21.23	22.72
						<u> </u>		

⁽注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位:百万円、%)

			(1 1 1 1 1 2 1 3 1 3 1 1 1 7
項目	令和2年度	令和元年度	増 減
資 金 運 用 収 支	3,299	4,367	△ 1,068
役 務 取 引 等 収 支	△ 34	19	△ 53
その他事業収支	2,172	2,054	118
事業粗利益	5,437	6,441	△ 1,003
(事 業 粗 利 益 率)	(0.32)	(0.38)	(△ 0.06)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益 (資金調達費用 金銭の信託運用見合費用) 2. 役務取引等収支=役務取引等収益ー役務取引等費用 3. その他事業収支=その他事業収益ーその他事業費用 4. 事業組利益率=事業組利益/資金運用勘定平均残高×100

事業純益

								(十四・口7111)
		項	B			令和2年度	令和元年度	増 減
事	1	業	純		益	3,532	4,346	△ 813
実	質	事	業	純	益	3,553	4,346	△ 792
⊐	ア	事	業	純	益	2,068	2,980	△ 912
コア	事業純益	(投資(言託解約	損益を除	È ()	2,358	3,284	△ 925

- (注) 1. 事業純益=事業収益ー (事業費用ー金銭の信託運用見合費用) --般貸倒引当金繰入額 2. 実質事業純益=事業純益十一般貸倒引当金繰入額 3. コア事業純益=実質事業純益ー国債等債券関係損益 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

		(単位・日ガロ、 の)					
	項 目	令和2年度		令和元年度			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平均残高 利 息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資	金 運 用 勘 定	1,698,499 12,288	0.723	1,697,858	13,697	0.809	
	う ち 預 け 金	1,058,424 5,806	0.549	1,060,044	6,436	0.609	
	う ち 有 価 証 券	545,352 5,566	1.021	548,291	6,321	1.156	
	うち貸出金	94,375 911	0.965	89,163	935	1.052	
資	金調達勘定	1,691,319 9,103	0.538	1,678,001	9,369	0.560	
	うち貯金・定積	1,645,827 9,099	0.553	1,631,038	9,363	0.576	
	うち譲渡性貯金	20,150 3	0.018	20,662	4	0.024	
	う ち 借 用 金	25,295 –	0.000	26,209	_	0.000	
経	費	1,883		2,094			
資	金調達原価率	_	0.651	_	-	0.684	
総	資 金 利 ざ や	_	0.072	_		0.125	

(注)1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率 資金調達原価率=(資金調達費用+経費-金銭の信託運用見合費用)/(資金調達勘定平均残高-金銭の信託運用見合額) × 100 資金調達費用=貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借用金利息+金利スワップ支払利息

受取・支払利息の増減額

項 目	令和2年度増減額	令和元年度増減額
受 取 利 息	△ 1,409	△ 2,644
うち預け金	△ 630	△ 1,019
うち有価証券	△ 754	△ 805
うち貸出金	△ 24	△ 815
支 払 利 息	△ 265	△ 921
うち貯金・定積	△ 264	△ 919
うち譲渡性貯金	△ 1	△ 0
うち借用金	_	△ 0
差引	△ 1,143	△ 1,723

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 - 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 - 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
 - 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
流動性貯金	23,840 (1.4)	24,835 (1.5)	△ 995
定期性貯金	1,621,654 (97.3)	1,605,846 (97.2)	15,808
その他の貯金	332 (0.0)	355 (0.0)	△ 23
計	1,645,827 (98.8)	1,631,038 (98.7)	14,789
譲渡性貯金	20,150 (1.2)	20,662 (1.3)	△ 511
合 計	1,665,978 (100.0)	1,651,700 (100.0)	14,277

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金 3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
定期貯金	1,624,967 (100.0)	1,601,696 (100.0)	23,271
うち固定金利定期	1,624,967 (100.0)	1,601,696 (100.0)	23,271
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	_

- (注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金 2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
手 形 貸 付	311	366	△ 55
証書貸付	68,313	63,891	4,421
当 座 貸 越	1,888	2,254	△ 366
金融機関貸付	23,862	22,649	1,212
合 計	94,375	89,163	5,212

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
固定金利貸出	65,388 (65.2)	61,435 (66.2)	3,952
変動金利貸出	34,881 (34.8)	31,311 (33.8)	3,569
合 計	100,269 (100.0)	92,746 (100.0)	7,522

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
貯金・定期積金等	2,989	1,815	1,173
有 価 証 券	_	_	_
動 産	_	_	_
不 動 産	194	223	△ 28
その他担保物	3,841	1,514	2,326
小 計	7,025	3,553	3,472
農業信用基金協会保証	218	224	△ 6
その他保証	1,348	1,400	△ 51
小 計	1,566	1,624	△ 57
信用	91,677	87,568	4,108
合 計	100,269	92,746	7,522

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
貯金・定期積金等	_	_	_
有 価 証 券	_	_	_
動 産	_	_	_
不 動 産	145	66	78
その他担保物	_	_	_
小計	145	66	78
信 用	143	157	△ 13
合 計	289	224	64

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
設 備 資 金	8,349 (8.3)	5,504 (5.9)	2,845
運 転 資 金	91,919 (91.7)	87,241 (94.1)	4,677
合 計	100,269 (100.0)	92,746 (100.0)	7,522

(注)()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

			(単位・日ガロ、%)
種 類 	令和2年度	令 和 元 年 度	増減
農業	358 (0.4)	360 (0.4)	△ 1
林 業	- (-)	- (-)	_
水 産 業	- (-)	- (-)	_
製 造 業	7,333(7.3)	6,008 (6.5)	1,325
鉱業	- (-)	- (-)	_
建 設 業	602 (0.6)	204 (0.2)	397
電気・ガス・熱供給・水道業	1,000 (1.0)	1,000 (1.1)	_
運輸・通信業	9,082 (9.1)	6,817 (7.4)	2,264
卸売・小売・飲食業	3,828 (3.8)	3,753 (4.0)	75
金融・保険業	30,690 (30.6)	26,348 (28.4)	4,342
不動産業	2,344 (2.3)	2,280 (2.5)	64
サービス業	14,417 (14.4)	14,340 (15.5)	77
地方公共団体	19,660 (19.6)	21,164 (22.8)	△ 1,503
そ の 他	10,950 (10.9)	10,469 (11.3)	481
合 計	100,269 (100.0)	92,746 (100.0)	7,522

⁽注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

	種類	令和2年度	令和元年度	増減
農	業	509	525	△ 15
	穀作	25	2	23
	野菜・園芸	105	128	△ 23
	果樹・樹園農業	117	115	2
	工芸作物	_	_	_
	養豚・肉牛・酪農	35	68	△ 33
	養鶏・鶏卵	29	6	23
	養蚕	_	_	_
	その他農業	196	204	△ 8
農	業関連団体等	1,204	1,472	△ 268
	合 計	1,714	1,997	△ 283

⁽注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

②資金種類別

〔貸出金〕 (単位:百万円)

種類	令和 2	年度	令和元年度	増減
プロパー資	金	1,685	1,966	△ 281
農業制度資	金	28	31	△ 2
農業近代化資	金	28	31	△ 2
その他制度資	全	_	_	_
合 計		1,714	1,997	△ 283

- (注) 1. プロバー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類 令和2年度		令和元年度	増減		
日本政	女策金融公	庫資金	2,237	1,484	752
7	の	他	19	25	△ 6
合		計	2,256	1,510	746

受託貸付金残高

(単位:百万円)

種類	令和 2 年度	令和元年度	増減		
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 農 林 水 産 事 業	2,237	1,484	752		
(株) 日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	32	33	△ 1		
独 住宅金融支援機構	2,404	2,912	△ 507		
独福祉医療機構	1	2	△ 1		
農業改良資金	_	_	_		
就農支援資金	19	25	△ 6		
合 計	4,694	4,458	236		

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減
破 綻 先 債 権 額	_	_	_
延滞債権額	47	48	△ 1
3カ月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	_	_	_
合 計	47	48	△ 1

(注)1. 破綻先債権

ない。元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

- 3.71以間 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の 会議会にいます。

 3. 3カ月以上延滞債権

 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
- 4. 貸出条件緩和債権
 - 国山宗H版が41月曜 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の滅免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

					(+12 - 1711)			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			保全	全 額				
	貝 作 代	担 保	保 証	引 当	숨 計			
令和2年度								
破産更生債権及び これらに準ずる債権	_	_	_	_	_			
危 険 債 権	49	0	39	_	40			
要管理債権	_	_	_	_	_			
小 計	49	0	39	_	40			
正常債権	100,554							
숨 計	100,603							
令和元年度								
破産更生債権及び これらに準ずる債権	_	_	_	-	_			
危 険 債 権	48	_	40	_	40			
要管理債権	_	_	_	_	_			
小 計	48	_	40	_	40			
正常債権	92,963							

-)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営 成績などを基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債 権額を掲載しております。 1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

 - ・ 破医手続用項、更生手続用項、再生手続用項の甲业(等の事出により終呂敬疑に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準する債権をいいます。 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3.要管理債権

 - 安官・廷限権 3カ月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
 正常債権
 - :F: lg rue 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	수.	和 2 年度			令和元年度					
区分	期首	期中	期中源	支少額	期末	期首	期中	期中源	域少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	70	91	_	70	91	304	70	_	304	70
個別貸倒引当金	_	_	_	_	_	3	_	3	0	_
合 計	70	91	_	70	91	307	70	3	304	70

貸出金償却の額

項目	令和 2 年度	令和元年度
貸出金償却額	_	_

⁽注)貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和2年度および令和元年度においては発生しておりません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位: 百万円)

種類	令和2年度	令和元年度	増減
国債	36,917	73,200	△ 36,282
地 方 債	11,438	11,076	361
政府保証債	_	_	_
金 融 債	_	_	_
短期 社債	_	_	_
社	11,831	12,591	△ 760
株式	_	_	_
外 国 証 券	77,479	81,148	△ 3,669
受 益 証 券	407,686	370,274	37,411
投 資 証 券	_	_	
合 計	545,352	548,291	△ 2,938

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位: 百万円

							(単	単位: 百万円)
種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和2年度								
国債	_	17,427	_	_	_	_	_	17,427
地 方 債	2,474	_	_	_	770	1,499	_	4,743
政府保証債	_	_	_	_	_	_	_	_
金 融 債	_	_	_	_	_	_	_	_
短期社債	_	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_	_	_	_	8,799	3,025	11,825
株式	_	_	_	_	_	_	_	_
外 国 証 券	7,703	31,166	17,445	16,209	5,283	17,234	_	95,043
受 益 証 券	1,908	9,664	90,386	197,479	100,274	52,801	5,860	458,374
投 資 証 券	_	_	_	_	_	_	_	_
令和元年度								
国債	31,236	43,149	_	_	_	_	_	74,385
地 方 債	3,923	2,586	_	_	2,893	1,499	_	10,902
政府保証債	_	_		_	_		_	_
金融債	_	_		_	_	_	_	_
短期社債	_	_	_	_	_		_	_
社債	_	_	_	_	_	9,154	3,010	12,165
株式	_	_	_	_	_	_	_	_
外 国 証 券	1,651	25,303	23,267	14,477	8,775	15,250	_	88,724
受 益 証 券	_	11,299	42,648	129,764	144,831	26,561	2,523	357,629
投 資 証 券	_	_	_	_	_	_	_	_

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

- ①**売買目的有価証券** 該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の債券 該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位:百万円)

					:	令和2年度		:	令和元年度	(単位・日月日)
	種		類		貸借対照 表計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額	取得原価	差額
	債			券	32,496	31,905	590	91,382	89,808	1,573
取貸得借		国		債	17,427	17,038	389	74,385	73,058	1,326
原対		地	方	債	3,244	3,224	19	9,402	9,318	83
価照を表		社		債	11,825	11,643	182	7,593	7,430	162
を表記され	そ		の	他	372,353	347,789	24,564	240,607	220,314	20,292
える額		外	国証	券	90,923	78,686	12,236	78,552	66,836	11,716
もがの		そ	の他の	証券	281,430	269,103	12,327	162,054	153,478	8,576
.,	小			計	404,850	379,695	25,155	331,989	310,123	21,865
取谷	債			券	1,499	1,500	△0	6,071	6,100	△29
得借		地	方	債	1,499	1,500	△0	1,499	1,500	△0
が開た		社		債	_	_	_	4,571	4,600	△28
を超れる	そ		の	他	181,063	187,074	△6,011	205,746	221,441	△15,694
たない		外	国証	券	4,120	4,163	△43	10,172	10,796	△624
取得原価を超えないもの貸借対照表計上額が		そ	の他の	証券	176,943	182,911	△5,967	195,574	210,645	△15,070
0)	小			計	182,563	188,574	△6,011	211,817	227,541	△15,723
Ź	<u></u>		計	t	587,413	568,270	19,143	543,807	537,665	6,141

金銭の信託の時価情報

- ①運用目的の金銭の信託 該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位:百万円)

		令	和2年月				令	和元年原	芰	
	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	表計上額が取	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の金銭の信託	21,317	21,053	263	357	△94	14,008	16,891	△2,882	5	△2,888

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引 該当する取引はありません。

②通貨関連取引 (単位:百万円)

	- 0		2	令和2年度		令和元年度			
	区 分		契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益	
	通貨先物	売 建	_	_	_	_	_	_	
取	週 貝 尤 彻	買建	_	_	_	_	_	_	
引所	通 貨	売 建	_	_	_	_	_	_	
	オプション	買建	_	_	_	_	_	_	
	通貨スワ	ップ	_	_	_	_	_	_	
店	為替予約	売 建	19,483	20,433	△ 950	18,540	18,437	102	
	為省 T 和	買建	_	_	_	_	_	_	
頭	為替	売 建	_	_	_	_	_	_	
	オプション	買建	_	_	_	_	_	_	
	計		19,483	20,433	△ 950	18,540	18,437	102	

(注)上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引 該当する取引はありません。

④債券関連取引 該当する取引はありません。



経営諸指標

利益率

(単位:%)

項目	令和 2 年度	令和元年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.23	△ 0.02
純資産経常利益率	3.60	3.99	△ 0.39
総資産当期純利益率	0.19	0.21	△ 0.02
純資産当期純利益率	3.21	3.52	△ 0.31

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位:%)

区	分	令和2年度	令和元年度	増減
貯 貸 率	期 末	6.0	5.6	0.4
以 英 宁	期中平均	5.7	5.4	0.3
貯 証 率	期 末	35.1	32.9	2.2
以此李	期中平均	32.7	33.2	△ 0.5

- (注) 1. 貯貸率 (期末) =貸出金残高/貯金残高×100 2. 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100 3. 貯証率 (期末) =有価証券残高/貯金残高×100 4. 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100



自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、 財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、16.31%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目 に算入した額	230億円(前年度 230億円)

後配出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目 に算入した額	199億円(前年度 199億円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

-I		A 100 / F	経過措置に	A 10 = 6 6	経過措置に
項	目	令和2年度	よる不算入額	令和元年度	よる不算人客
コア資本に係る基礎項目					
普通出資又は非累積的永久優先出資に	に係る会員資本の額	101,780		101,107	
うち、出資金及び資本準備金の額		43,010		43,010	
うち、再評価積立金の額		3		3	
うち、利益剰余金の額		61,482		60,796	
うち、外部流出予定額(△)		2,715		2,702	
うち、上記以外に該当するものの額					
コア資本に係る基礎項目の額に算入され	1.る引当全の合計額	2,546		2,465	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助		2,546		2,465	
うち、適格引当金コア資本算入額	が良工业 - / 良本 井八 R	2,040		2,400	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資	★に依え甘味酒日の類に今まれる類	_		_	
		_		_	
公的機関による資本の増強に関する措		_		_	
手段の額のうち、コア資本に係る基礎項					
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額		_		_	
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額	に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		104,327		103,573	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ	イツに係るものを除く。)の額の合計額	43		16	
うち、のれんに係るものの額		_		_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービジ	<i>い</i> ング・ライツに係るもの以外の額	43		16	
繰延税金資産(一時差異に係るものを降	(く。)の額	_		_	
適格引当金不足額		_		_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に	相当する額	_		_	
負債の時価評価により生じた時価評価差	額であって自己資本に算入される額	_		_	
前払年金費用の額		_		_	
自己保有普通出資等(純資産の部に計	上されるものを除く。)の額	_		_	
意図的に保有している他の金融機関等	の対象資本調達手段の額	_		_	
少数出資金融機関等の対象普通出資金	幸の額	_		_	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_		_	
	~	_		_	
	系る無形固定資産に関連するものの額	_		_	
	るものに限る。)に関連するものの額	_		_	
		_		_	
特定項目に係る15パーセント基準超過額		_		_	
	資等に該当するものに関連するものの額 第34年形円中添立に関連するものの額	_		_	
	系る無形固定資産に関連するものの額	_		_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係	るものに限る。)に関連するものの額	_		_	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)		43		16	
自己資本				ı	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		104,283		103,556	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		628,317		604,346	
資産(オン・バランス)項目		621,846		603,027	
うち、経過措置によりリスク・アー	セットの額に算入される額の合計額	_		_	
うち、他の金融機関等向けコ	ニクスポージャー	_		_	
うち、上記以外に該当するも	のの額	_		_	
オフ・バランス項目		6,400		1,220	
CVAリスク相当額を8パーセントで図	よして得た額	69		97	
中央清算機関関連エクスポージャー		_			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額		10,733		11,677	
タイプロープョブル・サイブ相目観り1日間 級信用リスク・アセット調整額	ことに、ことに、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	10,733		11,077	
		_		_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		_		_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		639,050		616,023	
自己資本比率					
自己資本比率((ハ)/二))		16.31%		16.81%	

⁽注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資	そ本の額お。	よび区分ご	その内訳			(単位:百万円)
項目	٤	令和2年度			令和元年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,093	_	_	2,161	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,453	_	_	76,525	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	67,374	_	_	62,086	_	_
我が国の地方公共団体向け	24,391	_	_	31,990	_	_
我が国の政府関係機関向け	7,766	776	31	8,153	815	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,064,552	212,807	8,512	1,066,540	213,136	8,525
法 人 等 向 け	70,853	37,334	1,493	62,025	34,027	1,361
中小企業等向け及び個人向け	93	70	2	89	65	2
抵当権付住宅ローン	36	12	0	47	16	0
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	114	114	4	54	54	2
取 立 未 済 手 形	122	24	0	70	14	0
信用保証協会等による保証付	240	24	0	217	21	0
出資等	2,330	2,330	93	2,334	2,334	93
うち出資等のエクスポージャー	2,330	2,330	93	2,334	2,334	93
上 記 以 外	100,471	247,627	9,905	100,500	247,677	9,907
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスボージャー	6,010	15,027	601	6,011	15,028	601
(うち農林中央金庫の対象資本調達) 手段に係るエクスポージャー)	91,624	229,061	9,162	91,624	229,061	9,162
(うち特定項目のうち調整項目に算入) されない部分に係るエクスポージャー)	468	1,172	46	482	1,205	48
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,366	2,366	94	2,382	2,382	95
リスク・ウェイトのみなし計算が 適 用 されるエクスポージャー	473,068	127,123	5,084	381,015	106,084	4,243
うちルックスルー方式	473,068	127,123	5,084	381,015	106,084	4,243
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,833,962	628,247	25,129	1,793,811	604,248	24,169
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %		69	2		97	3
合計(信用リスク・アセットの額)	1,833,962	628,317	25,132	1,793,811	604,346	24,173
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基 礎 的 手 法 >	オペレーシ リスク相 8%で除し a	当額を て得た額	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーシ リスク相 8%で除し a	当額を て得た額	所要自己 資本額 b=a×4%
→ 単 単 丁 広 ノ		10,733	429		11,677	467
所要自己資本額	リスク・ア (分氏 a	ł) 計	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・ア (分氏 a]) 計	所要自己 資本額 b=a×4%
		639,050	25,562		616,023	24,640

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しております。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。 3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

 - 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・ デリバティブの免責額が含まれます。
 - 5. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)> 〈オペレーンョアル・リヘノヤロコ田R C りゅうはいることは、100mmの は 100mmの は 100mmの に 10

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

○ 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスクのことです。

当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

○ 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに 基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および 引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表 (P48) に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト(注)の判定にあたり使用する格付などは次のとおりです。

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付の み使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付ま たはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別) および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

現 日 信用リスクに 関するエクス うち うち 正顕デリ エクス 関するエクス うち うち 延滞 信用リスクに ボージャーの 貸出金等 債券 店頭デリ エクス ボージャーの 貸出金等 債券 店頭デリ エク		(単位:百万円 人 4月 二 左 左													
日 日 日 日 日 日 日 日 日		. 度	和元年	숙			度	3和2年	-						
B	月以上 延滞 エクス ージャー	店頭デリ			関するエクス ポージャーの	延滞 エクス	店頭デリ	うち 債券		関するエクス ポージャーの			 項 [
地域別残高計 1,360,894 106,771 136,635 1,412,796 93,582 178,269 株	-	-	96,067	93,582	1,330,594	_	_	33,475	106,771	1,257,734	内			E	
農業 495 495 431 431 林 業 1 1 1 1 1 水 産 業	-	-	82,202	-	82,202	-	-	103,159	_	103,159	外			E	
株	-	-	178,269	93,582	1,412,796	-	-	136,635	106,771	1,360,894	it	残高詞	地域別	:	
水 産 業	-	-	-	431	431	_	-	-	495	495	業			農	
製造業 11,426 9,824 1,602 - 7,996 6,393 1,602 - 鉱業	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	業			林	
鉱 業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	業	産		水	
法 建設・不動産業 2,963 2,916 2,521 2,474 (本国政府・地方公共団体 44,844 22,163 2,916 1,000	-	-	1,602	6,393	7,996	_	_	1,602	9,824	11,426	業	造		製	
大 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	業			鉱	
選 輸 ・ 通 信 業 10,204 9,987 7,041 6,820 金融 ・ 保 険 業 1,195,841 38,450 45,841 - 1,199,141 33,615 30,560 - 卸売・小売・飲食・サービス業 21,564 21,372 18,858 18,667 日本国政府・地方公共団体 44,844 22,163 21,816 - 108,515 23,667 84,020 -	-	-	-	2,474	2,521	_	_	-	2,916	2,963	か 産 業	不動	設 •	建	
金融・保険業 1,195,841 38,450 45,841 1,199,141 33,615 30,560 - 卸売・小売・飲食・サービス業 21,564 21,372 18,858 18,667 日本国政府・地方公共団体 44,844 22,163 21,816 - 108,515 23,667 84,020 -	-	-	-	1,000	1,000	_	-	-	1,000	1,000	・水道業	・熱供給	気・ガス・	電流	
卸売・小売・飲食・サービス業 21,564 21,372 18,858 18,667 日本国政府・地方公共団体 44,844 22,163 21,816 - 108,515 23,667 84,020 -	-	-	-	6,820	7,041	-	-	-	9,987	10,204	信 業	通	輸 •	運	
日本国政府・地方公共団体 44,844 22,163 21,816 108,515 23,667 84,020 -	-	-	30,560	33,615	1,199,141	_	_	45,841	38,450	1,195,841	険 業	保	融 •	金	
	-	-	-	18,667	18,858	_	_	-	21,372	21,564	サービス業	飲食・サ	も・小売・	卸	
上記以外 69,589 - 67,374 64,319 - 62,086 -	-	-	84,020	23,667	108,515	_	_	21,816	22,163	44,844	公共団体	・地方	本国政府	日	
	-	-	62,086	-	64,319	_	_	67,374	_	69,589	人 外	رنا	記	上	
個 人 557 557 508 508	-	-	-	508	508	_	_	_	557	557	人			固	
その他 2,403 2,459	-	-	_	_	2,459	_	_	_	_	2,403	他)	σ	7	
業種別残高計 1,360,894 106,771 136,635 1,412,796 93,582 178,269 -	-	-	178,269	93,582	1,412,796	-	-	136,635	106,771	1,360,894	it	残高詞	業種別		
1 年 以 下 1,060,553 16,132 7,762 - 1,102,338 6,126 36,173 -		-	36,173	6,126	1,102,338		-	7,762	16,132	1,060,553	下	以	年		
1 年 超 3 年 以 下 72,090 25,013 47,077 - 90,843 22,461 68,381 -		-	68,381	22,461	90,843		-	47,077	25,013	72,090	以下	年	超 3	年	
3 年 超 5 年 以 下 38,127 14,573 23,554 - 37,774 16,713 21,060 -		-	21,060	16,713	37,774		-	23,554	14,573	38,127	以下	年	超 5	3 年	
5 年 超 7 年 以 下 34,343 11,925 22,418 - 24,693 11,047 13,645 -		-	13,645	11,047	24,693		-	22,418	11,925	34,343	以下	年	超 7	年	
7 年 超 10 年 以 下 20,982 15,630 5,315 - 18,969 11,402 7,567 -		-	7,567	11,402	18,969		-	5,315	15,630	20,982	以下) 年	超 10	年	
10 年 超 50,988 23,490 27,497 - 54,287 25,818 28,430 -		-	28,430	25,818	54,287		-	27,497	23,490	50,988	超	F	年	0	
期限の定めのないもの 83,809 6 3,009 - 83,891 12 3,010 -		-	3,010	12	83,891		-	3,009	6	83,809	いもの	のな	つ定め	期限の	
残存期間別残高計 1,360,894 106,771 136,635 - 1,412,796 93,582 178,269 -		-	178,269	93,582	1,412,796		-	136,635	106,771	1,360,894	高計	別残高	存期間	残	

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	令和 2 年度			令和元年度							
項	目	期首	期中	期中源	域少額	期末	期首	期中	期中派	域少額	期末
		残高 増	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	(V) B	残高
一般貸倒引	引当金	70	91	_	70	91	304	70	_	304	70
個別貸倒引	引当金	_	_	_	_	_	3	_	3	0	_
合	計	70	91	_	70	91	307	70	3	304	70

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高·期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

					令和2	2 年度			令和元年度				· 日刀口/	
	· 百 日		個別貸倒引当金 項 目						個別貸倒引当金					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期首	期中	期中源	支少額	期末	貸出金 償却	期首	期中	期中源	域少額	期末	貸出金 償却		
			残高	増加額	目的使用	その他	残高	12.24	残高	増加額	目的使用	その他	残高	13.2
	農	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	林	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	水	産 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製	造 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	鉱	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法人	建設	・不動産業	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_
	電気熱供統	・ガス・ 給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		・通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融	・保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	卸売 飲食・	・小売・ サービス業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
	上言	記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_
1	固	人	_	_	_	_	_	_	3	_	3	0	_	_
	業種	重別計	_	_	_	-	_	_	3	_	3	0	_	_

⁽注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位: 百万円)

т			令和2年度		令和元年度			
*	只 口	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
	0%	_	114,924	114,924	_	173,630	173,630	
,_	2%	_	_	_	_	_	_	
信用	4%	_	_	-	_	_	_	
リ	10%	_	8,006	8,006	_	8,371	8,371	
ス ク	20%	21,137	1,064,161	1,085,298	13,277	1,065,752	1,079,030	
削	35%	_	36	36	ı	47	47	
減効	50%	33,020	-	33,020	34,735	_	34,735	
果	75%	_	93	93	1	87	87	
勘案	100%	4,964	16,444	21,409	6,024	12,749	18,774	
後	150%	_	_		_	_	_	
残高	250%	_	98,104	98,104	-	98,118	98,118	
高	その他	_	_	_	_	_	_	
	1250%	_	_	_	_	_	_	
	슴 計	59,122	1,301,772	1,360,894	54,038	1,358,758	1,412,796	

⁽注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

 [「]格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。

^{3.} 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。 また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。

^{4. 1250%}には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、 重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ~自己資本比率算出における取り扱い~

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、 「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	2	令和 2 年度		令和元年度			
項 目	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け	1	_	_	_	_	_	
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_	
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_	_	_	
法 人 等 向 け	39	_	_	0	_	_	
中小企業等向け及び個人向け	-	_	_	0	_	_	
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_	
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_	
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_	
証 券 化	_	_	_	_	_	_	
中央清算機関関連	_	_	_	_	_	_	
上 記 以 外	_	_	_	_	_	_	
合 計	39	_	_	0	_	_	

(単位:百万円)

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関
 - 及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)などが含まれます。
 - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップなど)にかかる取引です。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

(1)派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和 2 年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

(単位: 百万円)

_							(単位・日万円)	
		グロス再構築	信用リスク削減		担保		信用リスク削減	
		コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・自会貯金	債 券	その他	効果勘案後の 与信相当額	
	外国為替関連取引	_	194	_	_	_	194	
	金 利 関 連 取 引	_	37	_	_	_	37	
	金 関 連 取 引	_	_	_	_	_	_	
	株 式 関 連 取 引	_	_	_	_	_	-	
	貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	-	
	その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_	
	クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	1	
3	派 生 商 品 合 計	_	232	_	_	_	232	
1	長期決済期間取引							
	ー括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				_	
	合 計	_	232	_	_	_	232	

令和元年度

(単位: 百万円)

		グロス再構築	信用リスク削減		担保		信用リスク削減
		コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・自会貯金	債 券	その他	効果勘案後の 与信相当額
	外国為替関連取引	102	288	_	_	_	288
	金利関連取引	_	37	_	_	_	37
	金関連取引	_	_	_	_	_	_
	株 式 関 連 取 引	_	_	_	_	_	_
	貴金属(金を除く)関連取引	_	_	_	_	_	_
	その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
	クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
ž	派 生 商 品 合 計	102	325	_	_	_	325
£	長期決済期間取引						
	−括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				
	合 計	102	325	_	_	_	325

- (注) 1. 「カレント·エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と 信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。
 - (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ 該当する取引はありません。
 - (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ 該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、令和2年3月末時点、令和3年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する 実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格 格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこと としております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券 化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

○ 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすこと により当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

○ システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの 不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用さ れることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産(情報および情報システム)の安全対策にかかる基本方針(セキュリティポリシー)を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および 外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度 額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管 理しております。

○ 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位: 百万円)

項目	令和2年	度	令和元年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	_	_	_	_	
非 上 場	76,113	76,113	76,117	76,117	
合 計	76,113	76,113	76,117	76,117	

⁽注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和2年度			令和元年度			
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額	
_	_	_	_	_	_	

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和2	2 年度	令和元年度			
評 価 益	評 価 損	評価益 評価損			
_	_				

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社·関連会社株式の評価損益等)

(単付:百万円)

令和2	2年度	令和元年度				
評 価 益	評価損	評 価 益	評価損			
_	_	_	_			

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	473,068	381,015
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	_

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価 証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利 リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

 ○ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで 他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リス ク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などに より厳正な管理に努めております。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレ ステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレー ションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でVaRおよび経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む)に関する説明 金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.162年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用 しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮し ておりません。
- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
 - 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。 なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- 〇 内部モデルの使用など、 $\triangle E V E および \triangle N I I に重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。$
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 △EVEの前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する債権の購入や売 却などによるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

◇ △ E V E および △ N I I 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明 総合的リスク管理として VaRで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点) 特段ありません。

金利リスクに関する事項

金利リスグに関する事項 (単位: 百万円)							
IRRBB1:金利リスク							
		1	П	Л			
項番		⊿EVE		⊿NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	25,748	28,818	3,230	2,933		
2	下方パラレルシフト	0	1,224	94	20		
3	スティープ化	12,532	13,789				
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	25,748	28,818	3,230	2,933		
				/	\		
				前期末			
8	自己資本の額	104,283		103,	.556		

- ※「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として 計測されるものをいいます。
- ※「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間 に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利 変動幅を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の適正性等に関する確認

確 認 書

- ① 私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかる ディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべ ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていること を確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する 体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切 性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に 報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されており ます。

令和3年7月1日 愛媛県信用農業協同組合連合会

理事長 井関 正志

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和2年度および令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法(第54条の3)に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則(第204条の1)における各項目は以下のページに記載しております。

1. 概況および組織に関する事項	5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
(1) 業務の運営の組織 ・・・・・・・・・・35	(1) 貸借対照表、損益計算書および
(2) 理事、経営管理委員および	剰余金処分計算書または損失金処理計算書 … 43
監事の氏名および役職名・・・・・・36	(2) 貸出金にかかる額およびその合計額68
(3) 事務所の名称および所在地 ・・・・・・・・36	・破綻先債権に該当する貸出金
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項 ・・・・・・ 37	・延滞債権に該当する貸出金
2. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・ 29	・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
2. 主要体未物的内容	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金
3. 主要な業務に関する事項	(3) 自己資本の充実の状況 ・・・・・・・・・ 74
(1) 直近の事業年度における事業の概況 ・・・・・・ 16	(4) 取得価額または契約価額、
(2) 直近の5事業年度における	時価および評価損益・・・・・・・ 71
主要な業務の状況・・・・・・・63	・有価証券
・経常収益	・金銭の信託
・経常利益	・デリバティブ取引
・当期剰余金	・金融等デリバティブ取引
・出資金および出資口数	・有価証券関連店頭デリバティブ取引
・純資産額	(5) 貸倒引当金の期末残高および
・総資産額	期中の増減額 … 69
・貯金等残高	(6) 貸出金償却の額 ・・・・・・・・・・・・・・・ 69
・貸出金残高	(7) 会計監査人の監査 ・・・・・・・・・・・・ 88
・有価証券残高	
・剰余金配当金額	
・職員数	6. その他重要な事項
・単体自己資本比率	(農業協同組合法施行規則第207条)
(3) 直近の2事業年度における事業の状況 ・・・・・ 63	(1) 役員等の報酬体系 38
・主要な業務の状況を示す指標 ・・・・・・・ 63	
・貯金に関する指標 ····· 65	
・貸出金等に関する指標	
・有価証券等に関する指標・・・・・・・ 70	
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理態勢9	
(2) 法令遵守の態勢8	
(3) 中小企業の経営の改善および	
地域の活性化のための取組の状況・・・・・・18	
(4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ・・・・ 13	

JAバンクえひめホームページのご案内

J Aバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報などはパソコンおよびスマートフォンで ご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



https://www.jabank-ehime.or.jp

当会の概要や経営・財務情報はJA愛媛県信連のホームページをご覧ください。



https://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren



DISCLOSURE 2021

JA愛媛県信連の現況

発 行 令和3年7月

編 集 愛媛県信用農業協同組合連合会 総務管理部 〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3 TEL(089)948-5700 FAX(089)943-5807



JA愛媛県信連